

# 朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮とする）は、1984年に合弁法（朝鮮語では合営法と表記）を制定し、対外経済関係を拡大する政策を法的に確認した。しかし、1980年代の北朝鮮の対外経済関係はまず社会主義国を基軸とし、それに発展途上国との経済関係の推進を組み合わせる対外経済関係の範囲を拡大し、その補充として資本主義国との経済関係の改善を目指したものであった。そのため、実際の事業は在日朝鮮人との合弁事業など限定された分野に限られた。

1990年代に入り、ソ連・東欧の崩壊にともない北朝鮮は主要な市場である社会主義市場を失った。北朝鮮は対外経済関係における基軸を失い、世界市場に参入せざるを得なくなった。その対応策として、1991年末、朝鮮版経済特区である羅津・先鋒自由経済貿易地帯が設立された。

その後、1992年4月には憲法が改正され、対外関係の基本が階級的兄弟国との連帯から、自主・平和・親善へと変更された<sup>1</sup>。1992年憲法改正後、北朝鮮は対外経済関連法令を整備するだけでなく、社会全体を規制する民法、国籍法および民事訴訟法の改正、建設法、弁護士法、公証法、対外経済契約法、保険法、外国為替管理法などの立法を行った。

1992年憲法改正後、北朝鮮は対外経済関係を促進することをその政策として掲げるようになった。しかし、社会主義市場崩壊の影響は大きく、1993年までの第3次7カ年計画は、一部項目で計画数値を達成できないままに終了した。1993年末の朝鮮労働党中央委員会総会では農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義のスローガンを掲げる新経済戦略が決定されたが、1990年代後半には、重工業中心の経済政策が再び提唱されるようになった。しかし、1995年からの水害をはじめとする様々な災害により、北朝鮮の経済は混乱状態を抜け出すことができなかった。

このような状況の中で1998年に再度憲法改正が行われ

た。この憲法改正は、北朝鮮内部での経済の混乱と、それに対応した国営企業の相対的な独立という背景の中で行われた憲法改正である<sup>2</sup>。1998年憲法改正を受け、1999年2月26日の最高人民会議常任委員会議令で対外経済関係法の大幅な改正がなされた。

これらの法律は対外経済関係の基本法である外国人投資法、直接投資の形態とその企業創設、運営、解散などを規定した合弁法、合作法、外国人企業法、朝鮮版経済特区である羅津・先鋒経済貿易地帯での経済活動を規定した羅先経済貿易地帯法など、北朝鮮の対外経済関係法の基本中の基本である。憲法改正によって行政機構などにかんがりの変更が加えられたが、それらとの整合性をとる字句上の改正だけではなく、1990年代前半にこれらの法律が立法あるいは改正された後の北朝鮮の対外経済関係に対する方針の変化が大きく反映された改正であった。

その後、これらの基本的な法律の改正に対応して、2000年3月に関連する行政法規の改正が行われ、それとともにいくつかの新しい法律や行政法規が新しく制定されたことが、2001年に北朝鮮の朝鮮対外経済協力推進委員会から出版された『法規集（外国投資関係1）および同2から確認された<sup>3</sup>。これまで同委員会から1996～97年の間に発行された『黄金の三角州羅津 - 先鋒法規集（1～8）』には57の法規が収録されていたが、今回の法規集に収録されているのは36である（【表1】参照）。残りの法規がどうなったかについての、北朝鮮側からの説明を記した文献はない<sup>4</sup>。

日本では、共和国の対外経済関連法について、最高人民会議常設会議法制度室長の手による、鄭欽原著・大内憲昭監訳『朝鮮民主主義人民共和国外国投資法規概説』（明石書店、1997）が北朝鮮の海外直接投資に関する政策の概要および条文の和訳を提供している。また、韓国法研究者による西尾昭・張君三著『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資関連法制』（啓文社、1997）も条文の紹介と若干の分析を行っている。しかし、1999年以降の対外経済関係法の条

<sup>1</sup> これにともない、対外経済関係分野においても、アメリカ、日本を含む資本主義国との経済交流の拡大を前提とした規定が行われた。

<sup>2</sup> 1998年憲法改正における経済関連条項の変化については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の新経済戦略と1998年憲法改正」『阪大法学』第49巻第16号（1999.5）219～243頁参照。

<sup>3</sup> この法規集は、1が全国で適用される法規を集めたもので、2が羅先経済貿易地帯のみに適用される法規を集めたものである。【表1】の1～23が法規集1、24～36が法規集2に収録されている。

<sup>4</sup> 2002年8月に来日した、朝鮮国際合弁総会社社長・金勇術氏を団長とする経済代表団との交流において、2001年に改正された法律に対して以前存在した施行規定が法規集に欠落している点を指摘したところ、現在法規の調整を行っているところであり、いずれ発表されるという回答を得た。1999年2月26日に改正された合弁法や合作法、外国人企業法の施行規定の改正がその約1年～1年半後の2001年3月や2001年10月であることを考えると、この発言にはそれなりの信憑性がありそうである。

表1 北朝鮮の現行対外経済関係法

	法規名	最新の改定日		法規名	最新の改定日
1	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法	1999 / 2 / 26	19	外国人投資企業最新技術導入規定	2001 / 8 / 24
2	朝鮮民主主義人民共和国合弁法	1999 / 2 / 26	20	外国人投資企業名称制定規定	1999 / 3 / 13
3	合弁法施行規定	2000 / 3 / 11	21	外国人投資企業登録規定	1999 / 3 / 21
4	朝鮮民主主義人民共和国合作法	1999 / 2 / 26	22	外国人投資企業労働規定	1999 / 5 / 8
5	合作法施行規定	2000 / 3 / 11	23	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法	2000 / 4 / 19
6	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法	1999 / 2 / 26	24	朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法	1999 / 2 / 26
7	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法	1999 / 2 / 26	25	朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法	1999 / 2 / 26
8	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法	1999 / 2 / 26	26	外国人企業法施行規定	2000 / 10 / 27
9	外国人投資企業財政管理規定	1999 / 12 / 4	27	羅先経済貿易地帯外国人企業常駐代表事務所規定	2000 / 10 / 27
10	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法	2001 / 5 / 17	28	羅先経済貿易地帯中継貿易規定	2000 / 10 / 27
11	朝鮮民主主義人民共和国税関法	1999 / 1 / 28	29	羅先経済貿易地帯請負建設規定	2000 / 10 / 27
12	朝鮮民主主義人民共和国環境保護法	1999 / 3 / 4	30	羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定	1999 / 3 / 21
13	朝鮮民主主義人民共和国保険法	1999 / 2 / 4	31	羅先経済貿易地帯統計規定	1999 / 3 / 6
14	朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法	1999 / 7 / 21	32	羅先経済貿易地帯観光規定	2000 / 4 / 29
15	朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法	1998 / 12 / 10	33	羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定	2000 / 5 / 13
16	朝鮮民主主義人民共和国公証法	1995 / 2 / 2	34	羅先経済貿易地帯外国人出入及び在留規定	2000 / 2 / 19
17	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法	1994 / 5 / 25	35	羅先経済貿易地帯税関規定	2000 / 9 / 23
18	朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法	2000 / 12 / 26	36	羅先経済貿易地帯罰金規定	2000 / 12 / 8

【注】法令名を太ゴシック体で表示したものは、1999年2月26日以降に改正、制定されたものを表す。

また、番号をゴシック体の太字で示したものは、対外経済関係以外にも適用される関連法である。

文を紹介したものはまだない。

今回は、1999年2月26日以降に改正、制定された北朝鮮の対外経済関係法のうち、対外経済関係の基本法である外国人投資法、海外直接投資の内容と方法を規定する合弁法、合作法、外国人企業法および1999年以降に新たに制定された対外経済仲裁法、加工貿易法、外国人投資企業破産法、外国人投資企業最新技術導入規定、羅先経済貿易地帯罰金規定を紹介する。これらの法律の中で、改正されたものについては、改正された条文の解析から当該法律の変更点、問題点およびこの改正の意義を指摘する。また、新設されたものについては、その内容の概要、制定の意義、対外経済関係法の中での位置を考える。最後に、北朝鮮の対外経済関係法がどのように構成されているかを簡単に紹介するとともに、資料として、これらの法規の日本語訳を添付する。

## 1 外国人投資法

外国人投資法は、1992年に制定されたこの法律は、海外直接投資に関する定義を規定した、北朝鮮の海外直接投資を総括する基本法である。1999年の改正では、定義規定が整理され、「外国投資関係の基本法」(第2条)であることを宣言する部分が追加された。また、在外同胞の投資に関する規定が、「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」から「海外朝鮮同胞」に変更された(第5条)。これは、以前の規定が韓国からの投資を可能にしているものと解すると、大韓民国(以下、韓国とする)からの投資を外国人投資法

の枠組みでは行わないものとして取り扱うことになるため、この改正がこのような意味を持つものかどうかに関心を集めた<sup>5</sup>。その他、外国投資家の投資可能項目に「建設」が新たに加わり(第6条)、「共和国内の企業と連合することができる」条項(第13条)が削除された。

外国投資家および外国人投資企業の保護条項(第4条)投資推奨項目(第7条)推奨部門に対する優待(第8条)羅先経済貿易地帯での特惠(第9条)投資の制限、禁止に関する条項(第11条)土地の賃貸(第15条)労働力の採用および解雇(第16条)納税義務(第17条)国有化、接收を行わない原則(第19条)利潤送金(第20条)経営秘密の保障(第21条)紛争処理(第22条)などは、旧法との質的違いはない。

## 2 羅先経済貿易地帯法

羅先経済貿易地帯法は朝鮮版経済特区である羅津・先鋒自由経済貿易地帯での経済活動を規定するための地帯の基本法として、1993年1月、自由経済貿易地帯法という名称で制定された。

その後、地帯名が羅先経済貿易地帯に変更されたが、1999年2月26日の改正で、法律名も羅先経済貿易地帯法に変更された。今回の改正では、以前の自由経済貿易地帯法が規定上、対象地域を羅津・先鋒に限定してはいなかったのに対して、今回の改正でこの法律は羅先経済貿易地帯のみを対象にすることになったことがまずあげられる<sup>6</sup>。

次に、法によって規制される事項と準拠する法律に変化

<sup>5</sup> しかし、もともと外国人投資法では韓国からの投資を規定してはいないという説もあり、この説に従えば、今回の改正は、単なる字句の変更に過ぎないことになる。

<sup>6</sup> 1998年憲法では、経済貿易地帯も「特殊経済地帯」という概念の中に入るので、今回の法改正が共和国国内において、これ以上経済特区またはそれに類似する地帯が増えないということを直接的に意味するわけではない。

があった。(第6条)以前は「自由経済貿易地帯内でのすべての活動」が法による規制の対象となったが、改正法では「羅津・先鋒貿易経済地帯内での対外経済貿易活動」が法による規制の対象になり、同時に旧法の「自由経済貿易地帯と関連した法と規定に規制されていない事項は、共和国の当該法と規定に準じる」規定が削除された<sup>7</sup>。外国人投資法と同じく、「共和国領域外に居住している朝鮮同胞」概念(旧法第7条)が削除され、「海外朝鮮同胞」という表現に変更された。

外国人投資法の改正にあわせて、権限の中央政府への集中が行われている。改正前は、総投資額がインフラ部門において2,000万ウォンまで、その他の部門において1,000万ウォンまでの申請は地帯当局に企業設立の認可権限があったが(旧法第12条)改正後はすべて中央で行うことになり(第9条)、羅先市人民委員会の機能は、投資申請を受理して、中央に提起するのみになった(第12条第2号)。また、中央政府の各部門の羅先経済貿易地帯における任務と権限を定める条項が新設された(第10条)。

その他、合意価格(市場価格)の適用範囲が、すべての商品から、外国投資企業が生産した商品価格へと変更された(第22条)。価格決定権限は国家から羅先市へと移譲された。「合弁、合作企業と共和国の機関、企業所、団体による経済貿易地帯への支社、代理店、出張所等の設置」に対して、改正前には特段の制限がなかったが、改正後は内閣承認が義務づけられるようになった(第19条)。また、紛争解決では、改正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された(第42条)。

それ以外の条項、例えば土地賃貸(第20条)、労働力の採用及び解雇(第21条)、貿易船の自由な出入(第23条)、特惠関税制度(第四章)、通貨、金融(第五章)、特惠条件(第36~40条)は旧法から大きな変更はない。

### 3 合弁法

北朝鮮の対外経済関係法でもっとも歴史の古い合弁法は、1984年に制定され、1994年に大幅に改正された後、今回の改正となった。今回の改正で、合弁は羅先経済貿易地帯を

基本とすることとなった。ただし、「必要に応じ、他の地域でも合弁企業を創設することができる」という規定があるので、実際にこのような変更が強力に推進されているかどうかは現時点では不明である<sup>8</sup>。

合弁企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合弁企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった(第9条)。その他、合弁企業の出資分の譲渡、相続については、従来自由に行えたものが、相手方当事者との合意を義務づけるようになった(第12条)。

その他の合弁企業の機構及び経営活動(第三章)、合弁企業の決算及び分配(第四章)については、大きな変更点はない。合弁企業の解散及び紛争解決(第五章)は、紛争解決手段が羅先経済貿易地帯法と同じく、改正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された(第47条)。

### 4 合作法

合作は1992年に登場した比較的新しい投資類型である。合作法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正となる。今回の改正では、合弁と同じく合作も羅先経済貿易地帯を基本とすることとなったが、「必要に応じ、他の地域でも合弁企業を創設することができる」という規定があるのもまた同じである(第5条)。「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」の規定は完全に削除された<sup>9</sup>。

合弁法と同じく、合弁企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合作企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった。その他、合作企業の出資分の譲渡、相続については、この法律では当初より相手側当事者の合意及び企業設立を承認した機関の承認が必要となっていたので、変更はない。

紛争解決手段については、羅先経済貿易地帯法、合弁法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された(第21条)。なお、合作法では第三国での仲裁は予定されておらず、ここでの仲裁は北朝鮮の国内での仲裁のみである。

<sup>7</sup> これは共和国において、法により社会を規制するという考えが後退したというよりは、以前の法が、自由経済貿易地帯における経済活動に対する規制を法によって行うことを強調するあまり、経済活動に関係のない事項についても、法による規制を行うように表現してしまったと考える方が妥当であろう。つまり、1993年の時点でも、羅津・先鋒自由経済貿易地帯において、経済活動以外のすべての社会規制を法により行うという発想はなかったということである。こう考えれば、今回の改正後の条文が、立法者の意思を正確に反映したものであるといえる。

<sup>8</sup> この改正の意図が、羅先経済貿易地帯の振興にあるのか、それとも羅先経済貿易地帯以外では加工貿易など、従来の投資類型と異なった形態を重視するところにあるのかを言い切るのは難しい。しかし、理事会を最高決議機関とし、外国側が経営に参加する合弁企業よりも、共和国側がイニシアティブをとる合作や加工貿易の方が、経営上の摩擦が少ないことは想像に難くない。

<sup>9</sup> 基本法である外国人投資法で、海外朝鮮同胞の投資が認められているので、外国人企業法に規定がなくとも、海外朝鮮同胞が外国人企業を設立することに問題はない。

## 5 外国人企業法

外国人企業とは、外国人が全額出資する企業のことを意味する。合作とともに、この投資類型は1992年に登場した。外国人企業法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正となる。合作法と同じく、「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」の規定は削除された。

企業設立手続が変更され、企業の設立申請を行う前に関係機関と協議を行うことが義務づけられた（第7条）。また、国内企業との連合は行うことができなくなった（第10条）。

外国人企業の経営活動（第三章）、外国人企業の解散及び紛争解決（第四章）については、紛争解決手段の予定内容が、羅先経済貿易地帯法、合弁法、合作法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された（第31条）。外国人企業法においても、第三国での仲裁は予定されていない。

## 6 対外経済仲裁法

今回の改正で、外国人投資法、羅先経済貿易地帯法、合弁法、合作法、外国人企業法のすべてにおいて、紛争解決の類型として仲裁が裁判の前に規定されるようになった。紛争解決の方式としては、まず当事者間での協議を行った後、それでも解決できない場合には、北朝鮮の仲裁または裁判機関での解決、一部の投資類型では、当事者の合意により第三国の仲裁での解決を予定している。

これまで、紛争解決の類型として、裁判と仲裁が規定されてきた。裁判での解決については、1994年に民事訴訟法が改正され、手続について知ることができたが、仲裁手続などがどのように行われるのかについての詳細は明らかではなかった。仲裁に関する法律としては、1999年に制定されたこの対外経済仲裁法が最初のものである。

北朝鮮の仲裁機関には、貿易、投資、サービスと関連した紛争を取り扱う朝鮮国際貿易仲裁委員会と海上輸送、海難救助、共同海損等の紛争を取り扱う朝鮮海上仲裁委員会の2つが存在する。

仲裁の方法や手続、内容は、諸外国のものとは大きくは変わらない。ただし、この法律に規定されたとおりに仲裁が行われているかどうか、また仲裁委員会が機能しているかどうかについては、確認がとれていない。

## 7 加工貿易法

加工貿易法は、2000年12月、それまでの加工貿易規定を発展的に改正する形で立法された法律である。制定後、韓国のメディアを通じて条文が発表されたが、北朝鮮からの文献で確認できたのは、今回が初めてである。内容的には、

韓国のメディアが発表したものと同じであった。

加工貿易には、北朝鮮が外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求の通り加工、組立を行い、加工費を受け取る委託加工貿易と外国企業から原料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組立て輸出する保税加工貿易の2類型が予定されている。

加工貿易法は、対外経済関係法に分類されているが、外国人投資法には、加工貿易という種類の投資類型を規定してはいない。このため、外国人投資法の下位ではなく、独立した存在であるといえる。

## 8 外国人投資企業破産法

外国人投資企業破産法は、2000年4月に新たに制定された法律であるが、その前身は、合弁法施行規定や合作法施行規定、外国人企業法施行規定に規定されていた企業の破産条項である。これらの規定のうち、破産条項を法律として整備したのがこの法律である。

外国人投資企業の破産手続を法律の形として明らかにしたことは、これまでの対外経済開放の結果、破産を必要とした企業が多かったことを意味しているのではないかと思われる。

破産の提起は、債務償還能力のない企業とその債権者が行う（第8条）ことになっている。企業の清算の際に、債務償還能力がないことがわかった場合、企業清算を受け持つ清算委員会も破産を提起することができる（同第2項）。

破産の手続については、破産の提起及び破産宣告（第二章）破産債権の届出及び調査並びに確定（第三章）破産財産の分配（第四章）の順に規定されており、和解（第五章）および制裁（第六章）の規定がそのあとについている。

## 9 外国人投資企業最新技術導入規定

外国人投資企業最新技術導入規定は、2001年8月に制定された、外国人投資企業が最初に導入した特許技術、ノー・ハウ、情報産業技術及び科学研究部門の技術並びにその他の国家が奨励する部門の技術に対して特惠を付与することにより、外国からの技術移転を促進するための行政法規である。北朝鮮のハイテク産業の重視姿勢が2000年以降、目立ってきていたが、それを後押しする内容の規定であるといえる。

## 10 羅先経済貿易地帯罰金規定

この規定は、羅先経済貿易地帯における罰金の適用に関する行政法規である。罰金を予定している秩序違反は、交

通安全秩序、旅行秩序、社会公衆秩序、列車及びバス利用秩序、商品販売秩序、都市経営秩序、国土環境保護秩序、電力利用秩序、衛生防疫秩序、獣医防疫秩序、国境又は地帯境界税関検査及び検疫秩序と多岐にわたっている。北朝鮮における秩序違反にいくらかの金銭的制裁が規定されているのがよくわかる、興味ある内容である。

### おわりに

以上、簡単に北朝鮮の対外経済法の改正点、新たに制定された法規の特徴についてみてきた。基本的に、1992年外国人投資法で規定された外国人投資法を基本法とし、投資類型を合弁法、合作法、外国人企業法で規定していく体系は現在でも維持されている。現在、この外国人投資法の枠組みの他に、加工貿易法に基づく加工貿易（賃加工）の体系が新たにできた。

外国人投資の枠組みに、外国人と在日、在米朝鮮人のような海外朝鮮同胞が入ることは疑う余地がないが、韓国からの投資を外国人投資の枠組みに現在入れているかどうかという点については、法律の解釈上も、実際の運営上も明白にそうだとと言える証拠はない。加工貿易法に基づく加工

貿易に関しては、このような制約は設けられていない。

1999年4月以降の対外経済関係法規の改正は、1999年2月の改正に伴う調整といえるものも多い。しかし、対外経済仲裁法は、これまで不明確であった紛争解決についての準則を示すものである。加工貿易法は新たな投資類型を規定している。外国人投資企業破産法は、企業の破産についての条項を、これまでの行政法規の規定から法律として明確化した。外国人投資企業最新技術導入規定は先進国からの技術移転のための特惠条項を定め、このような投資を推奨することを明確にした。このように、今回の北朝鮮の対外経済関係法の改正は、1984年の合弁法の制定をはじめとする対外経済法の誕生、1992年の憲法改正後に1992～1995年にかけて行われた対外経済法の大規模な拡充と、関連法の整備に続く大きな変化といえる。2002年7月からとられた新しい経済政策とも関連し、北朝鮮で新たな法的枠組みが用意されはじめていたのではないかと考えられる点も多い。

次回は、今回紹介した合弁、合作、外国人企業の3つの投資類型について、条文とその施行規則の分析を通じて、北朝鮮における海外直接投資を行う上での手続面について分析を行っていく。

---

## *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (Summary)*

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

In 1984, the Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) enacted the Law on Equity Joint Ventures, which is the country's first foreign investment-related law open to countries other than socialist ones. Although the law was intended to open the country to investors in the west and Japan, its main market in the 1980s was the socialist market. Therefore, the targets of joint ventures in Japan were limited to Koreans living in Japan and the scale was rather small.

At the beginning of the 1990s, the DPRK lost its main market, the socialist market, due to the collapse of the Soviet Union and eastern European socialist regimes. Since then, the DPRK has had to struggle in the world market. One of its responses was to establish the Rajin-Sonbong Free Economic and Trade Zone (FETZ) in late 1991, the first special economic zone in its history.

In April 1992, the DPRK amended its constitution, changing its foreign policy from comradeship with other working class nations to Independence, Peace, and Solidarity. The change in the legal arena continued between

1992 and 1995; it established a series of foreign investment-related laws and established or revised basic laws, i.e. the Civil Law, Nationality Law, Civil Proceedings Act, Construction Law, Attorney Law, Notary Public Law, Insurance Law, and the Foreign Exchange Control Law, which regulate the whole of society.

After the amendment of the constitution in 1992, the DPRK tried to encourage foreign investment in the country, especially in the Rajin-Sonbong FETZ. It also changed its economic policy in 1993, to shift the focus from heavy industry to agriculture, light industry and trade. In spite of some of the action it took, the DPRK was unable to bring about the recovery of its economy to the level that it occupied before the loss of the socialist market.

In 1998, the DPRK amended its constitution again. This was mostly because of the structural change of its government as a result of Kim Il Sung's death. It was also due in part to changes in the country during the course of the economic hardship it endured during the 1990s, when its economic system fell into disorder and the leaders of its

economy changed.

On February 26, 1999, major amendments to foreign investment-related laws took place. The list contained the Law on Foreign Investment, which is the basic law relevant to foreign investment, and the Law on the Rason Economic and Trade Zone, which established the principle behind the only special economic zone in the country. The Law on Equity Joint Ventures, the Law on Contractual Joint Ventures, and the Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises, which established modes of investment, were also revised. This was the third major change in the history of the DPRK's foreign investment laws. The list of recent foreign investment-related laws is as follows:

This paper makes a comparison of the five basic laws on foreign investment revised in 1999 and five laws/regulations newly enacted after Feb. 26, 1999. The former are the Law of the DPRK on Foreign Investment,

the Law of the DPRK of on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures, the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises and the Law of the DPRK on the Rason Economic and Trade Zone, with a Japanese translation of both the old and new texts. The latter are the External Economic Arbitration Law of the DPRK, the Processing Trade Law of the DPRK, the Bankruptcy Law of the DPRK for Foreign-Invested Enterprises, Regulations on the Introduction of the Latest Technologies by Foreign-Invested Enterprises and Fine Regulations for the Rason ETZ with a Japanese translation of each law/regulation.

The next paper will deal with Implementation Regulations of the three laws regulating modes of investment and will detail the DPRK's foreign investment procedure.

**Table 1 List of Current Foreign Investment-Related Laws of the DPRK**

No.	Name of laws/regulations	Date*
1	The Law of the DPRK on Foreign Investment	26-Feb-99
2	The Law of the DPRK on Equity Joint Ventures	26-Feb-99
3	Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures	11-Mar-00
4	The Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures	26-Feb-99
5	Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures	11-Mar-00
6	The Law of the DPRK on Foreign Exchange Control	26-Feb-99
7	The Law of the DPRK on Foreign Investment Banks	26-Feb-99
8	The Law of the DPRK on the Leasing of Land	26-Feb-99
9	Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises	04-Dec-99
10	The Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Foreign Individual Tax	17-May-01
11	Customs Law of the DPRK	28-Jan-99
12	The Law of the DPRK on the Protection of the Environment	04-Mar-99
13	Insurance Law of the DPRK	04-Feb-99
14	External Economic Arbitration Law of the DPRK	21-Jul-99
15	The Law of the DPRK on External Civil Relations	10-Dec-98
16	The Notary Public Law of the DPRK	02-Feb-95
17	The Civil Proceedings Act of the DPRK	25-May-94
18	Processing Trade Law of the DPRK	26-Dec-00
19	Regulations on Introduction of the Latest Technologies by Foreign-Invested Enterprises	24-Aug-01
20	Regulations on the Naming of Foreign-Invested Enterprises	13-Mar-99
21	Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises	21-Mar-99
22	Labor Regulations on Foreign-Invested Enterprises	08-May-99
23	Bankruptcy Law of the DPRK for Foreign-Invested Enterprises	19-Apr-00
24	The Law of the DPRK on the Rason Economic and Trade Zone	26-Feb-99
25	The Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises	26-Feb-99
26	Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises	27-Oct-00
27	Regulations on Resident Representative Offices of Foreign Enterprises in the Rason ETZ	27-Oct-00
28	Regulations on Entrepot Trade in the Rason ETZ	27-Oct-00
29	Regulations on Contract Construction in the Rason ETZ	27-Oct-00
30	Regulations on Forwarding Agencies in the Rason ETZ	21-Mar-99
31	Regulations on Statistics in the Rason ETZ	06-Mar-99
32	Regulations on Tourism in the Rason ETZ	29-Apr-00
33	Regulations on Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in the Rason ETZ	13-May-00
34	Regulation on Foreigners' Immigration and Residence in the Rason ETZ	19-Feb-00
35	Customs Regulations for the Rason ETZ	23-Sep-00
36	Fine Regulations for the Rason ETZ	08-Dec-00

\*Date means the date of most recent revision or the date of enactment.

## 資料 北朝鮮の対外経済関係(1)

## 1. 外国人投資法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
1	世界各国との経済協力を拡大発展させることは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。 国家は、完全な平等と互恵の原則に基づき、外国投資家が共和国領域内に投資することを奨励する。	1	世界各国との経済協力を拡大発展させることは、朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。 国家は、完全な平等と互恵の原則に基づき、外国投資家が共和国領域内に投資することを奨励する。
2	本法は、外国投資家の投資を保障し、外国人投資企業を創設し運営する一般原則及び秩序を包括的に規制する。 外国投資家とは、共和国領域内に投資する外国の法人及び個人をいう。 外国人投資企業とは、共和国領域内に設立した合作企業、合弁企業及び外国人企業をいう。 合作企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が運営し、契約条件に従い、相手側の投資分を償還し又は利潤を分配する企業をいう。 合弁企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共同で運営し、投資分に従い、利潤を分配する企業をいう。 外国人企業とは、外国側投資家が単独で投資し、経営する企業をいう。	2	本法は、外国投資家の投資を保障し、外国投資企業の合法的権利と利益を保障するための一般原則及び秩序を包括的に規制する外国投資関係の基本法である。 外国投資家とは、共和国領域内に投資する外国の法人及び個人をいう。 外国投資企業とは、共和国領域内に創設した合作企業、合弁企業及び外国人企業を内容とする外国人投資企業と外国企業をいう。 合作企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が運営し、契約条件に従い、相手側の投資分を償還し又は利潤を分配する企業をいう。 合弁企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共同で運営し、投資分に従い、利潤を分配する企業をいう。 外国人企業とは、外国側投資家が単独で投資し、経営する企業をいう。
3	外国投資家は、共和国領域内に合作企業及び合弁企業を設立することができ、自由経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営することができる。	3	外国投資家は、共和国領域内に合作企業及び合弁企業、羅先経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営することができる。
4	国家は、共和国の法に従い、外国投資家及び外国人投資企業の合法的権利及び利益を保障する。	4	国家は、外国投資家及び外国人投資企業の合法的権利、利益及び経営活動条件を保障する。
5	外国の間、会社、企業体及び個人並びにその他の経済組織は、共和国領域内に投資することができる。共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い投資することができる。	5	外国の間、企業体及び個人並びにその他の経済組織は、共和国領域内に投資することができる。海外朝鮮同胞も、該当する法規に従い投資することができる。
6	外国投資家は、工業、農業、運輸、通信、科学技術、観光、流通、金融をはじめとする各部門に投資することができる。	6	外国投資家は、工業、農業、建設、運輸、通信、科学技術、観光、流通、金融をはじめとする各部門に投資することができる。
7	国家は、先端技術をはじめとする現代的技術及び国際市場で競争力が高い製品を生産する部門並びに資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門に対する投資を奨励する。	7	国家は、先端技術をはじめとする現代的技術及び国際市場で競争力が高い製品を生産する部門並びに資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究及び技術開発部門に対する投資を奨励する。
8	奨励する部門に投資して設立された外国人投資企業は、所得税をはじめとする各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸付の優先的提供等の優待を受ける。	8	奨励する部門に投資して設立された外国人投資企業は、所得税をはじめとする各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸付の優先的提供等の優待を受ける。
9	自由経済貿易地帯内に設立された外国人投資企業は、次の各号に定める特恵的な経営活動条件を保障される。 1. 国家が別途に定めた品目を除き、輸出入物資について関税を適用しない。 2. 生産部門で利潤が生じた年から3年まで、所得税を支払わず、その後2年まで、所得税を50%の範囲で軽減することができる。所得税率は、他の地域より低く、決算利潤の14%とする。	9	羅先経済貿易地帯内に設立された外国人投資企業は、次の各号に定める特恵的な経営活動条件を保障される。 1. 国家が別途に定めた品目を除き、輸出入物資について関税を適用しない。 2. 生産部門で利潤が生じた年から3年まで、所得税を支払わず、その後2年まで、所得税を50%の範囲で軽減することができる。所得税率は、他の地域より低く、決算利潤の14%とする。
10	国家は、自由経済貿易地帯内に企業を創設又は運営するために入出国する外国投資家の手続及び方法を便利に定めるようにする。	10	国家は、当該企業において羅先経済貿易地帯内に企業を創設又は運営するために入出国する外国投資家の手続及び方法を便利に定めるようにする。
11	民族経済発展と国の安全に支障をきたし、又は経済技術的に立ち後れ、環境保護の要求に抵触する対象の投資は、禁止または制限する。	11	民族経済発展と国の安全に支障をきたし、又は経済技術的に立ち後れ、環境保護の要求に抵触する対象の投資は、禁止または制限する。
12	外国投資家は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウをはじめとする財産と財産権で投資することができる。この場合、投資する財産と財産権の価値は、当該時期の国際市場価格に基づき、当事者間の合意に従い評価する。	12	外国投資家は、貨幣財産、現物財産、工業所有権及びノー・ハウをはじめとする財産と財産権で投資することができる。この場合、投資する財産と財産権の価値は、当該時期の国際市場価格に基づき、当事者間の合意に従い評価する。
13	外国人投資企業は、共和国又は外国に支社、代表部及び出張所を設け、若しくは子会社を設立することができ、若しくは共和国又は外国の会社と企業を連合することもできる。	13	外国人投資企業は、共和国又は外国に支社、代理店及び出張所を設け、若しくは子会社を設立することができ、若しくは外国の会社と企業を連合することもできる。
14	共和国領域内に設立した合作企業、合弁企業及び外国人企業は、共和国の法人となる。 共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代表部及び出張所は、共和国の法人とはならない。	14	合作企業、合弁企業及び外国人企業は、共和国の法人となる。 共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代理店及び出張所は、共和国の法人とはならない。
15	国家は、外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年まで賃貸する。賃貸した土地は、賃貸期間内に、当該機関の承認の下に、譲渡又は相続することができる。	15	国家は、外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年までの期間で賃貸する。賃貸した土地は、賃貸期間内に、当該機関の承認の下に、譲渡又は相続することができる。
16	外国人投資企業は、共和国の労働力を採用しなければならない。契約によって定められた管理人員並びに特殊な職種 of 技術者及び技能工は、政務院対外経済機関との合意の下に、外国人を採用することができる。 共和国の労働力は、当該労働力斡旋機関と契約を締結し、それに従い、採用又は解雇しなければならない。	16	外国人投資企業は、共和国の労働力を採用しなければならない。契約によって定められた管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、中央貿易指導機関との合意の下に、外国人を採用することができる。 共和国の労働力は、当該労働力斡旋機関と契約を締結し、それに従い、採用又は解雇しなければならない。
17	外国投資家と外国人投資企業は、共和国の当該法に従い、所得税、取引税及び財産税をはじめとする税金を納めなければならない。	17	外国投資家と当該外国人投資企業は、所得税、取引税及び財産税をはじめとする税金を納めなければならない。
18	外国投資家は、利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、再投資分について、すでに納付した所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。	18	外国投資家は、利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、再投資分について、すでに納付した所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。
19	外国人投資企業及び外国人投資家が投資した財産は、国有化し、又は国家が接収しない。 やむを得ない事情により国有化又は接収する場合には、該当する補償を行う。	19	国家は外国人投資企業及び外国人投資家が投資した財産は、国有化し、又は接収しない。 やむを得ない事情により国有化又は接収する場合には、該当する補償を行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
20	外国投資家が企業運営で得た合法的利潤、その他の所得及び企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することができる。	20	外国投資家が企業運営で得た合法的利潤、その他の所得及び企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、共和国領域外に送金することができる。
21	国家は、外国人投資企業の経営秘密を法的に保障し、外国人投資家との合意なしに公開しない。	21	国家は、外国人投資企業の経営秘密を法的に保障し、外国人投資家との合意なしに公開しない。
22	外国人投資と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関において、当該手続きに従い審議解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	22	外国人投資と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定める仲裁又は裁判手続に従い解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

## 2. 羅先経済貿易地帯法

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 自由経済貿易地帯法の基本</b>		<b>第一章 羅先経済貿易地帯法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法は、自由経済貿易地帯を創設し、効果的に管理運営し、対外経済協力及び交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法は、羅先経済貿易地帯を効果的に管理運営し、対外経済協力及び交流を拡大発展させることに寄与する。
2	自由経済貿易地帯は、特惠的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及びサービス地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域である。 自由経済貿易地帯では、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。同地帯では、国家が特別に確立した制度及び秩序に従い、経済貿易活動を行う。	2	羅先経済貿易地帯は、特惠的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及びサービス地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域である。 羅先経済貿易地帯では、国家が特別に確立した制度及び秩序に従い、経済貿易活動を行う。
3	国家は、中央対外経済機関及び自由経済貿易地帯当局を通じて、自由経済貿易地帯の開発及び管理運営事業を指導する。	3	羅先経済貿易地帯内において、貿易、外国投資、地帯の開発及びその管理運営は、内閣の統一的な指導の下に行う。
4	国家は、投資家が自由経済貿易地帯に投資した資本及び所得、それに付与された権利を法的に保護する。	4	国家は、外国投資家が羅先経済貿易地帯に投資した資本及び所得、それに付与された権利を法的に保護する。
5	投資家は、自由経済貿易地帯内で企業管理及び経営方法の自由な選択権を有する。	5	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業管理及び経営方法を自由に選択することができる。
6	自由経済貿易地帯内でのすべての活動は、同地帯と関連した共和国の法及び規定に従う。自由経済貿易地帯と関連した法及び規定に規制されていない事項は、共和国の当該法及び規定に準じる。	6	羅先経済貿易地帯内での経済貿易活動は、本法及び地帯関連法規に従い行う。
7	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、自由経済貿易地帯内で経済貿易活動を行うことができる。		
		7	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内において、合作、合併、単独投資等の型式で経済貿易活動を行うことができる。
<b>第二章 管理機関の権限及び任務</b>		<b>第二章 管理運営機関の任務及び権限</b>	
8	自由経済貿易地帯の管理機関には、中央対外経済機関及び地帯当局が属する。 中央対外経済機関は、自由経済貿易地帯の開発及び经济管理運営を委任された中央執行機関であり、地帯当局は、現地執行機関である。	8	羅先経済貿易地帯の管理運営機関には、中央貿易指導機関、当該中央機関及び羅先市人民委員会が属する。 中央貿易指導機関及び当該中央機関は、自己の任務及び権限に従い、貿易、外国投資、地帯の開発、管理運営事業を指導する機関であり、羅先市人民委員会は、地帯全般の事業を現地で執行する機関である。
9	中央対外経済機関は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 国家の政策に基づいて、自由経済貿易地帯の開発、经济管理運営と関連した執行対策を立てる。 2. 自由経済貿易地帯の经济管理運営事業を正常に掌握指導する。 3. インフラ建設部門においては総投資額2,000万ウォン以上の対象を、その他の部門においては総投資額1,000万ウォン以上の対象を審議し、承認する。	9	中央貿易指導機関は、羅先経済貿易地帯と関連して、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 貿易、外国投資と関連した国家的な執行対策を立てる。 2. 当該中央機関との連携の下に、経済貿易事業を正常に指導する。 3. 外国投資対象申請を受理し、審議処理する。
		10	当該中央機関は、羅先経済貿易地帯開発計画、予算編成及び執行、財政銀行、土地賃貸、国土及び都市建設、建設明示許可等の事業を自己の任務と権限に合わせて行うことができる。
10	中央対外経済機関は、地帯当局を通じて投資承認申請書を受理したならば、当該投資の対象に従い、国家計画委員会、国家科学技術委員会、財政部、国家建設委員会をはじめとする関係機関と合意した後に審議し、その結果を地帯当局に通知する。		
11	地帯当局は、自由経済貿易地帯の開発及び经济管理事業を組織執行する。 地帯当局は、行政経済部署及び外国投資と関連した事業を担当する対外経済部署で構成される。	11	羅先市人民委員会は、貿易、外国投資及び地帯開発を促進し、その管理運営事業を合理的に組織施行するための対外経済部署を置くことができる。
12	地帯当局は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 住民行政、都市経営をはじめとする行政経済事業を行う。 2. 社会秩序を維持し、人身及び財産を保護する。 3. 地帯の開発計画を作成、宣伝、執行する。 4. すべての投資申請を受理し、総投資額がインフラ建設部門において2,000万ウォンまでの対象を、その他の部門において1,000万ウォンまでの対象を審議し承認する。 5. 企業登録、営業許可を行う。 6. 投資家の労働力採用を援助する。 7. 土地及び建物を賃貸又はその他の形式で譲渡する。 8. 建物、構築物、作業場の建設、改築について、直接又は間接的なサービスを提供する。 9. この他に、地帯に対する投資及び開発を促進し、管理運営を改善するための事業を行う。	12	羅先市人民委員会は、貿易、外国投資、地帯開発と関連して、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 貿易及び地帯開発計画を作成、宣伝、執行する。 2. 外国投資申請を現地で受理し、その審議承認を中央貿易指導機関に提起する。 3. 企業登録、営業許可を行う。 4. 外国投資企業の労働力採用を援助する。 5. 土地、建物利用権の譲渡を審議し、当該中央機関にその承認を提起する。 6. 建物、構築物、作業上の建設、改築に対して、直接又は間接的にサービスを行う。 7. その他、地帯の管理運営を改善するための事業を行う。



旧条	旧条文	新条	新条文
13	中央対外経済機関及び地帯当局は、投資申請文書を受理した日から、合作企業、合弁企業は50日、外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。 国の安全、住民の健康及び動植物の成長に害を与える対象、国家が定めた環境保護限界基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的效果がない対象への投資は、禁止又は制限することができる。	13	中央貿易指導機関は、地帯に対して投資申請文書を受理した日から、合作企業、合弁企業は50日、外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。 国の安全、住民の健康及び動植物の成長に害を与える対象、国家が定めた環境保護限界基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的效果がない対象への投資は、禁止又は制限することができる。
14	中央対外経済機関及び地帯当局は、次の各号に掲げる場合に、自らが承認した企業の創設若しくは営業許可を取り消し、又は営業を中止させることができる。 1. 投資条件に反した場合 2. 共和国の法に重大な違反をした場合	14	中央貿易指導機関及び羅先市人民委員会は、次の各号に掲げる場合に、外国投資企業の創設承認若しくは営業許可を取り消し、又は営業を中止させることができる。 1. 投資条件に反した場合 2. 共和国の法に重大な違反をした場合
15	地帯当局は、外国投資企業で働く勤労者の技術技能水準を高めるために、技術人材養成基金を創設し、養成機関を運営する。	15	羅先市人民委員会は、外国投資企業で働く勤労者の技術技能水準を高めるために、技術人材養成基金を創設し、養成機関を運営することができる。
16	地帯当局は、諮問委員会を組織することができる。 諮問委員会は、地帯当局の代表、当該機関、企業所の代表及び外国投資家代表で構成され、地帯の開発及び管理運営事業を協議、協力する。	16	羅先市人民委員会は、諮問委員会を組織し運営することができる。 諮問委員会は、人民委員会、当該機関、企業所の代表及び外国投資家代表で構成し、地帯の開発及び管理運営事業を協議、協力する。
<b>第三章 経済活動条件の保障</b>		<b>第三章 経済活動条件の保障</b>	
17	すべての商品は、自由経済貿易地帯内に自由に搬入し、それを貯蔵、保管、組立、分解、選別、包装、修理し、又は地帯内から国外へ搬出することができる。 国の安全及び社会道徳生活、住民の健康及び動植物の成長に有害な商品は、搬入することができない。	17	羅先経済貿易地帯内では商品を搬入し、貯蔵、保管、組立、分解、選別、包装、修理し、又それを国外へ搬出することができる。 国の安全及び社会道徳生活、住民の健康及び動植物の成長に有害な商品は、搬入することができない。
18	外国投資家は、自由経済貿易地帯内に投資し、企業を設立運営することができる。 共和国の機関、企業所、団体も、国家の承認の下に、自由経済貿易地帯に単独又は外国投資家と合弁、合作の形式で投資することができる。	18	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内に企業を設立運営し、又は中継輸送を行うことができる。 共和国の機関、企業所、団体も、内閣の承認の下に、羅先経済貿易地帯に単独又は合弁、合作の形式で投資し、経済貿易活動を行うことができる。
19	外国投資企業及び共和国の機関、企業所、団体は、自由経済貿易地帯内に経済貿易活動のための支社、代理店、出張所を設置することができる。	19	合弁、合作企業及び共和国の機関、企業所、団体は、内閣の承認なく、羅先経済貿易地帯内に支社、代理店、出張所等を設置することができない。
20	外国投資企業及び外国人は、自由経済貿易地帯内で必要な土地を賃借ことができ、また賃貸機関の承認の下に、賃借期間を延期することができる。	20	外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内で必要な土地を賃借ことができ、土地を賃貸した機関の承認の下に、賃借期間を延長することができる。
21	外国投資企業は、地帯の労働力斡旋機関と締結した契約に従い、必要な労働力を採用し、又は解雇することができる。 外国投資企業は、自由経済貿易地帯外の他の地域にいる共和国の技術者、高級技能工を地帯の労働力斡旋機関に申請し、保障を受けることができ、また地帯当局の対外経済部署との合意の下に、一部の管理人員、特殊な職種技術者及び技能工を外国人から採用することができる。	21	外国投資企業は、羅先経済貿易地帯内の労働力斡旋機関と締結した契約に従い、必要な労働力を採用し、又は採用した労働力を解雇することができる。必要により、一部の管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工を外国人で採用することができる。この場合、羅先市人民委員会と合意しなければならない。
22	自由経済貿易地帯内における商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定めることができる。一部の大量必需品の価格は、国家が定める。	22	羅先経済貿易地帯内における外国投資企業が生産した商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定める。 重要原料、資材及び一部の大量必需品の価格は、羅先市人民委員会が定めることができる。
23	自由経済貿易地帯にある貿易港には、貿易船及び船員が国籍に関係なく、自由に入出入りすることができる。	23	羅先経済貿易地帯内にある貿易港には、貿易船及び船員が国籍に関係なく、港出入秩序に従い自由に入出入りすることができる。
24	自由経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材及び部品の加工を地帯外にある共和国の企業所に委託することができる。地帯外で行なわれた加工額が企業の全生産額の40%を超えない場合、その委託加工は、地帯内で行なった生産活動と同じものと認定する。	24	羅先経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材及び部品の加工を地帯外にある共和国の企業所、団体に委託することができる。 地帯外で行なわれた加工額が企業の全生産額の40%を超えない場合、その委託加工は、地帯内で行なった生産活動と同じものと認定する。
<b>第四章 関税</b>		<b>第四章 関税</b>	
25	国家は、自由経済貿易地帯で特恵関税制度を実施する。	25	国家は、羅先経済貿易地帯内で特恵関税制度を実施する。
26	自由経済貿易地帯で、次の各号に掲げる商品については関税を免除する。 1. 加工輸出を目的として地帯内に搬入される商品 2. 生産及び経営に必要な物資及び生産した輸出品 3. 投資家に必要な一定量の事務用品及び生活用品 4. 地帯建設に必要な物資 5. 通過する外国の貿易貨物	26	羅先経済貿易地帯内では、次の各号に掲げる商品に対しては関税を免除する。 1. 加工輸出を目的として地帯内に搬入される商品 2. 生産及び経営に必要な物資並びに生産した輸出品 3. 外国投資家に必要な一定量の事務用品及び生活用品 4. 地帯建設に必要な物資 5. 通過する外国の貿易貨物
27	次の各号に掲げる場合には、本法第26条を適用しない。 1. 外国から自由経済貿易地帯内に商品を販売するために搬入する場合 2. 自由経済貿易地帯内で生産された商品又は輸入した商品を共和国の他の地域に販売するために搬出する場合	27	次の各号に掲げる場合には、本法第26条を適用しない。 1. 外国から羅先経済貿易地帯内に商品を販売するために搬入する場合 2. 羅先経済貿易地帯内で生産され又は輸入した商品を共和国の他の地域に販売するために搬出する場合
28	外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内に販売する場合には、その商品生産に使用した輸入原料並びに資材及び部品に対する関税を支払わなければならない。	28	外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内に販売する場合には、その商品生産に使用した輸入原料並びに資材及び部品に対する関税を支払わなければならない。
29	自由経済貿易地帯内の企業は、税関の検査文書及び商品の送り状をはじめとする商品の搬出入と関連した文書を5年間保管しなければならない。	29	羅先経済貿易地帯内の外国投資企業は、税関の検査文書及び商品の送り状をはじめとする商品の搬出入と関連した文書を5年間保管しなければならない。
<b>第五章 通貨、金融</b>		<b>第五章 通貨、金融</b>	
30	自由経済貿易地帯における流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引に対する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨で行うことができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に従い行う。	30	羅先経済貿易地帯内における流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引に対する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨で行うことができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に従い行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
31	外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国及び外国の銀行に口座を設けることができる。	31	外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国及び外国の銀行に口座を設けることができる。
32	外国投資企業及び外国人は、共和国及び外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 貸し付けられた朝鮮ウォン及び外貨で購入した朝鮮ウォンは、共和国の銀行に預金して使用しなければならない。	32	外国投資企業及び外国人は、共和国及び外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 貸し付けられた朝鮮ウォン及び外貨で購入した朝鮮ウォンは、共和国の銀行に預金して使用しなければならない。
33	自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。	33	羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。
34	外国投資企業及び外国人は、自由経済貿易地帯内の定められた場所を外貨有価証券を取り引きすることができる。	34	外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内の定められた場所を外貨有価証券を取り引きすることができる。
<b>第六章 保証及び特惠</b>		<b>第六章 保証及び特惠</b>	
35	外国投資家は、自由経済貿易地帯内で企業活動を行なって得た利潤、利子、配当金、賃貸料、サービス料及び財産販売収入金をはじめとする所得を国外に送金することができ、国外から自由経済貿易地帯に搬入された財産を経営期間が終了した後、制限なく国外に搬出することができる。	35	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業活動を行なって得た利潤、利子、配当金、賃貸料、サービス料及び財産販売収入金をはじめとする所得を国外に送金することができ、国外から羅先経済貿易地帯に搬入された財産を経営期間が終了した後、制限なく国外に搬出することができる。
36	自由経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の14%とする。	36	羅先経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の14%とする。
37	経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対して、企業所得税を利潤が生じはじめた年から3年間免除し、その後2年間は、50%の範囲で軽減することができる。 総投資額が6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から4年間免除し、その後3年間は、50%の範囲で軽減することができる。	37	経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から3年間免除し、その後2年間は、50%の範囲で軽減することができる。 総投資額が6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から4年間免除し、その後3年間は、50%の範囲で軽減することができる。
38	奨励部門に投資する投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料を低くすることができる。	38	奨励部門に投資する外国投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料を低くすることができる。
39	奨励部門に投資する投資家は、共和国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を優先的に受けることができる。	39	奨励部門に投資する外国投資家は、共和国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を優先的に受けることができる。
40	外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上となる場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の全額の返還を受けることができる。	40	外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上となる場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の全額の返還を受けることができる。
41	国家は、自由経済貿易地帯に直接入ってくる外国人に無査証制度を実施する。	41	外国人は、羅先経済貿易地帯に当該手続に従い無査証で直接入ってくることができ、滞在、居住することができる。
<b>第七章 紛争解決</b>		<b>第七章 紛争解決</b>	
42	自由経済貿易地帯における経済活動と関連した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。	42	羅先経済貿易地帯における経済貿易活動と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の定めた仲裁又は裁判手続で解決し、第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。
43	外国投資企業の経済活動と関連した紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関で当該手続に従い審議解決し、また第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。		

### 3. 合弁法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 合弁法の基本</b>		<b>第一章 合弁法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国合弁法は、わが国と世界各国との間の経済技術協力と交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国合弁法は、わが国と世界各国との間の経済技術協力と交流を拡大発展させることに寄与する。
2	わが国の機関、企業所及び団体は、外国の法人又は個人と共和国の領域内に合弁企業を創設し運営することができる。共和国の領域外に居住している朝鮮同胞とも合弁企業を創設し運営することができる。 共和国の領域外における合弁企業の創設は、本法に準じない。	2	わが国の機関、企業所及び団体は、外国の法人又は個人と企業を合弁することができる。 合弁企業は羅先経済貿易地帯に創設することを基本とする。 必要に応じ、他の地域でも合弁企業を創設することができる。
3	合弁は、科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門で行うことができる。 国家は、先端技術をはじめとする現代の技術を導入する対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、インフラ建設対象並びに科学研究及び技術開発対象に対する合弁を奨励する。	3	合弁は、科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門で行うことができる。 国家は、先端技術をはじめとする現代の技術を導入する対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、インフラ建設対象並びに科学研究及び技術開発対象に対する合弁を奨励する。
4	合弁当事者は、合弁企業を運営する過程で生じる負債について、自己の出資額内でのみ責任を負う。	4	合弁当事者は、合弁企業を運営する過程で生じる負債について、自己の出資額内でのみ責任を負う。
5	合弁企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う。	5	合弁企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う。
6	合弁企業は、当該登録機関に登録した日から共和国の法人となる。 国家は、合弁企業の合法的権利及び利益を保護する。	6	合弁企業は、当該機関に登録した日から共和国の法人となる。 国家は、合弁企業の合法的権利及び利益を保護する。
7	国家は、奨励する対象、共和国の領域外に居住している朝鮮同胞と行う合弁企業及び一定の地域に創設された合弁企業に対して、税金の減免及び有利な土地利用条件の提供等の優待をする。	7	国家は、奨励する対象、海外朝鮮同胞と行う合弁企業及び一定の地域に創設された合弁企業に対して、税金の減免及び有利な土地利用条件の提供等の優待をする。
8	合弁企業は、経営活動を本法に従い行う。本法で規制しない事項は、共和国の該当する法と規定に準じる。	8	合弁企業の経営活動は本法に従い行う。 本法で規制しない事項は、共和国の該当する法規に従う。

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第二章 合併企業の創設</b>		<b>第二章 合併企業の創設</b>
9	合併を行おうとするわが国の機関、企業所及び団体並びに外国の投資家は、関係機関と協議し合併契約を締結した後、政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局に企業定款、契約書写本及び経済技術見積書等を添付した合併企業創設申請文書を提出しなければならない。 政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局は、合併企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を行わなければならない。	9	合併を行おうとするわが国の機関、企業所及び団体並びに外国投資家は、関係機関と協議し合併契約を締結した後、中央貿易指導機関に企業定款、契約書写本及び経済技術見積書等を添付した合併企業創設申請文書を提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、合併企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を行わなければならない。
10	合併企業の登録は、企業創設が承認された日から30日以内に、道（直轄市）行政経済委員会又は自由経済貿易地帯当局に行う。 企業を登録した日が合併企業創設日となる。 合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	10	合併企業の登録は、企業創設が承認された日から30日以内に、企業所在地の道（直轄市）人民委員会又は羅先市人民委員会に行う。 企業を登録した日が合併企業創設日となる。 合併企業は、企業を登録した日から20日以内に、企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。
11	合併企業に出資する割合は、合併当事者が合意して定める。 合併当事者は、貨幣財産及び現物財産、工業所有権、技術のノー・ハウ、土地利用権等で出資することができる。 この場合、出資したものの価値は、当該時期の国際市場価格に準じて、合併当事者が合意して定める。	11	合併企業に出資する割合は、合併当事者が合意して定める。 合併当事者は、貨幣財産及び現物財産、工業所有権、技術のノー・ハウ、土地利用権等で出資することができる。 この場合、出資したものの価値は、当該時期の国際市場価格に準じて、合併当事者が合意して定める。
12	合併当事者は、自己の出資分を相続することができ、また第3者に譲渡することもできる。	12	合併当事者は、自己の出資分を合併相手方の同意を得た後理事会で討議決定して第3者に譲渡し、又は相続することができる。
13	合併企業は、政務院対外経済機関の承認の下に、わが国又は外国に支社を出すことができる。	13	合併企業は、内閣の承認の下に、わが国又は外国に支社、支店、出張所等を出すことができ、外国の会社と企業を連合することができる。
14	合併当事者は、定められた期間内に不出資しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に不出資できない場合には、企業創設を承認した機関の許可を受けて、出資期間を延長することができる。	14	合併当事者は、定められた期間内に不出資しなければならない。 やむを得ない事情で定められた期間内に不出資できない場合には、企業創設を承認した機関の許可を受けて、出資期間を延長することができる。
15	合併企業の登録財産は、投資規模に従い、総投資額の30～70%以上とならなければならない。 登録財産を増やそうとする場合には、企業創設を承認した機関と合意し、変更登録を行わなければならない。 登録資本は、減らすことができない。	15	合併企業の登録財産は、投資規模に従い、総投資額の30～70%以上とならなければならない。 登録財産を増やそうとする場合には、企業創設を承認した機関と合意し、変更登録を行わなければならない。 登録資本は、減らすことができない。
	<b>第三章 合併企業の機構及び経営活動</b>		<b>第三章 合併企業の機構及び経営活動</b>
16	合併企業には、理事会を置く。 理事会は、合併企業の最高決議機関である。	16	合併企業には、理事会を置く。 理事会は、合併企業の最高決議機関である。
17	理事会は、合併企業の定款を修正補充し、又は合併企業の発展対策、経営活動計画、建設及び分配並びに責任者、副責任者及び財政監査員の任命及び解任等の重要な問題を討議決定する。	17	理事会は、合併企業の定款を修正補充し、又は合併企業の発展対策、経営活動計画、建設及び分配並びに責任者、副責任者及び財政監査員の任命及び解任等の重要な問題を討議決定する。
18	合併企業には、責任者、副責任者、財政簿記成員を置き、その他に必要な管理成員を置くことができる。 責任者は、自己の活動について理事会に責任を負う。	18	合併企業には、責任者、副責任者、財政簿記成員を置き、その他に必要な管理成員を置くことができる。 責任者は、自己の活動について理事会に責任を負う。
19	合併企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、企業の経営活動状況を定期的に検閲することができ、自己の活動について理事会に責任を負う。	19	合併企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、企業の経営活動状況を定期的に検閲することができ、自己の活動について理事会に責任を負う。
20	合併企業は、定款及び理事会の決定に従い管理運営する。	20	合併企業は、定款及び理事会の決定に従い管理運営する。
21	合併企業は、定められた期間内に操業しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、企業創設を承認した機関に提起し、操業期日の延長の承認を受けなければならない。	21	合併企業は、定められた期間内に操業しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、企業創設を承認した機関に提起し、操業期日の延長の承認を受けなければならない。
22	合併企業は営業許可証書を所有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可証書は、投資規模に従い、政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局が発給する。 営業許可証書を発給した日が合併企業の操業日となる。	22	合併企業は営業許可を所有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可は、投資規模に従い、中央貿易指導機関又は羅先市人民委員会が行い、営業許可証書を発給する。 営業許可証書を発給した日が合併企業の操業日となる。
23	合併企業は、経営活動に必要な物資を共和国の領域内で購入し、又は生産した製品を共和国の領域内で販売することができる。この場合、定められた期間内に年間物資購入及び製品販売計画を当該機関に提出しなければならない。	23	合併企業は、経営活動に必要な物資を共和国の領域内で購入し、又は生産した製品を共和国の領域内で販売することができる。この場合、定められた期間内に年間物資購入及び製品販売計画を当該機関に提出しなければならない。
24	合併企業は、経営活動に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、当該輸出入物資については搬出搬入の承認のみを受ける。	24	合併企業は、経営活動に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、当該輸出入物資については搬出搬入の承認のみを受ける。
25	合併企業は、承認された業種の範囲で経営活動を行わなければならない。 業種を増やしたり、変更しようとする場合には、政務院対外経済機関または自由経済貿易地帯当局の承認を受けなければならない。	25	合併企業は、承認された業種の範囲で経営活動を行わなければならない。 業種を増やしたり、変更しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
26	合併企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。契約で定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工には、政務院対外経済機関との合意の下に、外国人を採用することができる。	26	合併企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。 契約で定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工には、外国人を採用することができる。 この場合中央貿易指導機関と合意しなければならない。
27	合併企業は、共和国の労働法と外国投資企業に適用する労働規定に従い、労働力を管理し、利用しなければならない。	27	合併企業は、共和国の労働法規と外国投資企業に適用する労働規定に従い、労働力を管理し、利用しなければならない。
28	合併企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国の銀行に口座を設けなければならない。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。	28	合併企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国の銀行に口座を設けなければならない。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。
29	合併企業は、経営活動に必要な資金の貸付をわが国又は外国の銀行から受けることができる。	29	合併企業は、経営活動に必要な資金の貸付をわが国又は外国の銀行から受けることができる。
30	合併企業は、経営のための財政簿記計算を外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従い行わなければならない。	30	合併企業は、経営のための財政簿記計算を外国人投資企業と関連した共和国の財政簿記計算規範に従い行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
31	合併企業は、保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。	31	合併企業は、保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。
32	合併企業の従業員は、職業同盟組織を組織することができる。 合併企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。	32	合併企業の従業員は、職業同盟組織を組織することができる。 合併企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
<b>第四章 合併企業の決算及び分配</b>		<b>第四章 合併企業の決算及び分配</b>	
33	合併企業の決算年度は、1月1日から12月31日までとする。 年間決算は、翌年の2月以内に行う。	33	合併企業の決算年度は、1月1日から12月31日までとする。 年間決算は、翌年の2月以内に行う。
34	合併企業の決算は、総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、企業管理費、保険料並びに販売費用等を含んだ原価とその他の支出を差し引いた決算利潤を確定する方法で行う。	34	合併企業の決算は、総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び企業管理費、保険料並びに販売費用等を含んだ原価を差し引いて利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税とその他の支出を差し引き、決算利潤を確定する方法で行う。
35	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことにのみ使用することができる。	35	合併企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合併企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことにのみ使用することができる。
36	合併企業は、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金並びに養成基金等の必要な基金を創出しなければならない。 基金の種類と規模、利用対象と範囲は、理事会で討議決定する。	36	合併企業は、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金並びに養成基金等の必要な基金を創出しなければならない。 基金の種類と規模、利用対象と範囲は、理事会で討議決定する。
37	合併企業は、決算文書を財政検閲員による監査に付し、理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。利潤分配は、決算利潤から所得税を納め、予備基金をはじめとする必要な基金を控除した後、出資分に従い合併当事者間に分配する方法で行う。	37	合併企業は、決算文書を財政検閲員による監査に付し、理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。利潤分配は、決算利潤から所得税を納め、予備基金をはじめとする必要な基金を控除した後、出資分に従い合併当事者間に分配する方法で行う。
38	合併企業は、税金を納めなければならない。ただし、所得税は、利潤が生じた年から一定期間減免を受けることができる。	38	合併企業は、税金を納めなければならない。ただし、所得税は、利潤が生じた年から一定期間減免を受けることができる。
39	合併企業は、当該年度の決算利潤から前年度の損失を補填することができる。 この場合、補償期間は連続して4年を超えることができない。	39	合併企業は、当該年度の決算利潤から前年度の損失を補填することができる。 この場合、補償期間は連続して4年を超えることができない。
40	合併企業は、四半期及び年間の財政簿記決算書を定められた期間内に、企業創設を承認した機関及び財政機関をはじめとする当該機関に提出しなければならない。	40	合併企業は、四半期及び年間の財政簿記決算書を定められた期間内に、企業創設を承認した機関、財政機関及び当該機関に提出しなければならない。
41	外国の合併当事者は、分配を受けた利潤の一部又は全部を共和国の領域内に再投資することができる。この場合、すでに納付した所得税から再投資分に該当する所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。	41	外国の合併当事者は、分配を受けた利潤の一部又は全部を共和国の領域内に再投資することができる。この場合、すでに納付した所得税から再投資分に該当する所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。
42	外国の合併当事者は、企業運営で得た利潤、その他の所得及び企業を清算して分配された資金を国外に送金することができる。	42	外国の合併当事者は、企業運営で得た利潤、その他の所得及び企業を清算して分配された資金を国外に送金することができる。
<b>第五章 合併企業の解散及び紛争解決</b>		<b>第五章 合併企業の解散及び紛争解決</b>	
43	合併企業は、存続期間の満了、支払い能力の喪失、当事者の契約義務不履行及び自然災害等の事情で企業を運営することができない場合に、解散される。	43	合併企業は、存続期間の満了、支払い能力の喪失、当事者の契約義務不履行及び自然災害等の事情で企業を運営することができない場合に、解散される。
44	合併企業は、存続期間の終了前にも解散事由が生じれば、理事会で討議決定し、企業創設を承認した機関の許可又は裁判所の判決に従い解散することができる。企業創設を承認した機関の許可を受けて解散される場合には理事会が、裁判所の判決に従い解散される場合には裁判所が清算人を任命し、清算委員会を組織する。 清算委員会は、合併企業のすべての取引業務を継続し、清算を終了した後10日以内に、企業登録取消手続を行わなければならない。	44	合併企業は、存続期間の終了前にも解散事由が生じれば、理事会で討議決定し、企業創設を承認した機関の許可を受けて解散し、又は裁判所の判決に従い破産することができる。企業創設を承認した機関の許可を受けて解散される場合には理事会が、裁判所の判決に従い破産される場合には裁判所が清算人を任命し、清算委員会を組織する。 清算委員会は、合併企業のすべての取引業務を継続し、清算を終了した後10日以内に、企業登録取消手続を行わなければならない。
45	合併企業は、存続期間を延長しようとする場合、当該機関の終了6ヶ月前に理事会で討議決定した後、企業創設を承認した機関の存続期間延長承認を受けなければならない。 存続期間の計算は、道（直轄市）行政経済委員会又は自由経済貿易地帯地帯当局に企業を登録した日から行う。	45	合併企業は、存続期間を延長しようとする場合、当該機関の終了6ヶ月前に理事会で討議決定した後、企業創設を承認した機関の存続期間延長承認を受けなければならない。 存続期間の計算は、道（直轄市）人民委員会又は羅先市人民委員会に企業を登録した日から行う。
46	合併企業は、行政機関の指示又は行政機関職員の行為に対して意見がある場合、当該上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に審議処理しなければならない。	46	合併企業は、行政機関の指示又は行政機関職員の行為に対して意見がある場合、当該上級機関に申訴を行うことができる。 申訴を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に調査し処理しなければならない。
47	合併と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決し、若しくは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。	47	合併と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続で解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解決することもできる。

#### 4. 合作法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
<b>第一章 自由経済貿易地帯法の基本</b>		<b>第一章 羅先経済貿易地帯法の基本</b>	
1	朝鮮民主主義人民共和国合作法は、わが国と世界各国との間の経済協力及び技術交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国合作法は、わが国と世界各国との間の経済協力及び技術交流を拡大発展させることに寄与する。
2	合作企業は、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が生産と経営を行い、合作契約条件に従い、相手側の投資分を償還し、または利潤を分配する企業をいう。	2	合作企業は、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が生産と経営を行い、合作契約条件に従い、相手側の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業をいう。
3	合作企業は、輸出することのできる製品及び先進技術が導入された製品を生産する部門に組織することを基本としながら、観光、サービス部門にも組織することができる。	3	合作企業は、輸出することのできる製品及び先進技術が導入された製品を生産する部門に組織することを基本としながら、観光、サービス部門にも組織することができる。
4	国家は、外国投資家が現代的な設備及び先端技術を投資し、又は国際市場で競争力が高い製品を生産する部門に投資することを奨励する。	4	国家は、外国投資家が現代的な設備及び先端技術を投資し、又は国際市場で競争力が高い製品を生産する部門に投資することを奨励する。

旧条	旧条文	新条	新条文
5	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い合作を行うことができる。	5	合作投資は羅先経済貿易地帯内で行うことを基本とする。必要に応じて、他の地域でも行うことができる。
6	合作を行おうとする機関、企業所及び団体は、当該上級機関と協議し、外国投資家と合作契約を締結した後、政務院対外経済機関に合作申請書を提出しなければならない。このとき、申請書には、契約書、経済技術見積書を始めとする該当する文書を添付しなければならない。	6	国家は奨励する対象、海外朝鮮同胞と行う合作企業及び一定の地域に創設された合作企業に対して、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を行う。
7	政務院対外経済機関は、合作申請書を受理した日から50日以内に、それについて承認又は否決する決定を下さなければならない。	7	経済合作を行おうとする共和国の機関、企業所及び団体は、関係機関と協議し、外国投資家と合作契約を締結した後、中央貿易指導機関に企業の定款、契約書の写し、経済技術見積書等の文書を添付した合作企業創設申請文書を提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、合作企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。
8	合作企業は、合作が承認された後30日以内に、当該企業所在地の道（直轄市）行政経済委員会に登録しなければならない。登録した日が、合作企業創設日となる。	8	合作企業は、企業創設が承認された日から30日以内に、当該企業所在地の道（直轄市）人民委員会に企業登録をしなければならない。企業を登録した日が、合作企業創設日となる。 合作企業は、企業登録をした日から20日以内に当該財政機関に税務登録をしなければならない。
9	合作企業は、承認された合作業種を勝手に変更することができない。承認された業種を変更しようとする場合には、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	9	合作企業は、営業許可を所有してはじめて、営業活動を行うことができる。営業許可は中央貿易指導機関又は羅先市人民委員会が行い、営業許可証書を発行する。 合作企業が、承認された合作業種を増やし、又は変更しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
10	合作を行う一方が、その権利と義務を第三者に全部又は一部を譲渡しようとする場合には、相手方の同意を得た後、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	10	合作当事者は自己の出資分を合作相手方の同意を得た後、企業創設を承認した機関の承認を得て、第三者に譲渡し、又は相続することができる。
11	合作企業は、契約に従い、外国投資家側の技術者を受け入れて使用し、又は政務院対外経済機関の合意の下に、第3国の技術者を採用して使用することができる。	11	合作企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。契約により定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工は外国人で採用することができる。この際、中央貿易指導機関と合意しなければならない。
12	合作企業は、生産及び経営に使用する物資を輸入し、生産した製品を輸出することができる。	12	合作企業は、生産及び経営に使用する物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。
13	外国投資家の投資に対する償還と利潤分配は合作製品で行うことを基本とし、双方の合意により他の方法で行うこともできる。	13	外国投資家の投資に対する償還と利潤分配は合作製品で行うことを基本とし、双方の合意により他の方法で行うこともできる。
14	合作企業で生産された製品と得た収入は、合作契約に従い、償還又は分配義務を履行することにまず使用することができる。	14	合作企業で生産された製品と得た収入は、合作契約に従い、償還又は分配義務を履行することにまず使用することができる。
15	外国投資家が合作企業から得た合法的利潤及びその他の所得は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することができる。	15	外国投資家が合作企業から得た合法的利潤及びその他の所得は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い、共和国領域外に送金することができる。
16	合作投資者は、非常設的な共同協議機構を組織することができる。共同協議機構では、新技術の導入、製品の質の向上、再投資をはじめとする合作経営において提起される重要な問題を協議する。	16	合作当事者は、非常設的な共同協議機構を組織することができる。共同協議機構では、新技術の導入、製品の質の向上、再投資をはじめとする合作経営において提起される重要な問題を協議する。
17	合作企業は、経営活動に対する決算を月別、四半期別、年度別に行う。合作企業は、規定に従い、決算書を当該機関に提出し、財政銀行機関の監督を受けなければならない。	17	合作企業は、経営活動に対する決算を月別、四半期別、年度別に行わなければならない。 合作企業は、定めに従い、財政簿記決算書を当該機関に提出し、財政機関の監督を受けなければならない。
18	合作企業は契約に従い利潤を分配する場合、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。	18	合作企業は契約に従い利潤を分配する場合、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。
19	合作当事者の中で、いずれか一方が合作契約義務を履行せず、企業を運営することができなくなった場合、政務院対外経済機関の承認の下に、合作企業を解散することができる。この場合、発生した損害に対する責任は、契約義務を履行しない当事者が負う。	19	合作当事者の一方が契約上の義務を履行せず、企業を運営することができなくなった場合には、双方が合意した後、企業創設を承認した機関の承認を受け、合作企業を解散することができる。この場合、発生した損害に対する責任は、契約義務を履行しない当事者が負う。
20	合作は、合作期間が満了すれば終了する。合作企業は、合作期間が終了する場合又は期限前に解散される場合、法が定めるところに従い、債権債務関係を清算し、登録取消手続を行わなければならない。合作当事者が合作期間の終了後も、合作を継続しようとする場合には、当該機関の終了6ヶ月前に、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	20	合作は、合作期間が満了すれば終了する。合作企業は、合作期間が終了し、又は終了前に解散する場合、法規に従い、債権債務関係を清算し、登録取消手続を行わなければならない。 合作当事者が合作期間の終了後も、合作を継続しようとする場合には、当該機関の終了6ヶ月前に、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
21	合作と関連して、生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判所又は仲裁機関において、当該機関に従い審議解決する。	21	合作と関連して、生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続に従い解決する。

## 5. 外国人企業法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第一章 外国人企業法の基本</b>		<b>第一章 外国人企業法の基本</b>
1	朝鮮民主主義人民共和国は、世界各国との経済関係を拡大発展させるために、外国の法人と個人が自由経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営することを許容する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法は、羅先経済貿易地帯に外国人企業を創設し運営し、世界各国との経済協力と交流を拡大発展させることに寄与する。
2	外国人企業は、外国投資家が企業設立に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行う企業をいう。	2	外国人企業は、外国投資家が企業運営に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行う企業をいう。
3	外国投資家は、電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業並びに運輸及びサービスをはじめとする各部門で、外国人企業を創設し運営することができる。	3	外国投資家は、電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業並びに運輸及びサービスをはじめとする各部門で、外国人企業を創設し運営することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
4	国家は、外国投資家が投資した資本及び企業運営で得た所得を法的に保障する。	4	国家は、外国投資家が投資した資本及び企業運営で得た所得を法的に保障する。
5	外国投資家は、共和国の法と規定を尊重し、徹底して守らなければならない、人民経済の発展を阻害する行為をしてはならない。	5	外国投資家は、共和国の法と規定を尊重し、徹底して守らなければならない、人民経済の発展に支障を与える行為をしてはならない。
6	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、自由経済貿易地帯内に独自に企業を創設運営することができる。	6	本法は羅先経済貿易地帯に適用する。
<b>第二章 外国人企業の創設</b>		<b>第二章 外国人企業の創設</b>	
7	外国人企業を創設しようとする外国投資家は、外国人企業創設申請書を政務院対外経済機関に提出しなければならない。このとき、申請書には、企業の定款、経済技術見積書、投資家の資本信用確認書をはじめとし、審議批准に必要な文書を添付しなければならない。	7	外国人企業を創設しようとする外国投資家は、関連機関と協議し、中央貿易指導機関に外国人企業創設申請書を提出しなければならない。この場合、企業の定款、経済技術見積書、投資家の資本信用確認書をはじめとし、審議に必要な文書を添付しなければならない。
8	政務院対外経済機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、関係機関との協議を経て、その創設の承認又は否決の決定を下さなければならない。	8	中央貿易指導機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。
9	外国投資家は、企業創設が承認されれば、30日以内に企業所在地の道行政経済委員会に企業を登録しなければならない。 企業を登録した日が、外国人企業創設日となる。 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	9	外国投資家は、企業創設が承認された日から、30日以内に羅先市人民委員会に企業登録をしなければならない。 企業を登録した日が、外国人企業創設日となる。 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。
10	外国人企業は、政務院対外経済機関の承認の下に、共和国又は外国に支社、代表部及び出張所を設け、若しくは子会社を設立することができ、また共和国や外国の会社と企業を連合することもできる。	10	外国人企業は、内閣の承認の下に、共和国又は外国に支社、代理店、出張所等を設け、若しくは子会社を設立することができ、あるいは外国の会社と企業を連合することもできる。
11	外国投資家は、外国人企業を設立するうえで必要な建設を、共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。	11	外国投資家は、外国人企業を設立するうえで必要な建設を、共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。
12	外国投資家は、承認された外国人企業創設申請書に指摘された期間内に投資しなければならない。やむを得ない事情で、定められた期間内に投資することができない場合には、当該機関の承認を受けて、投資期日を延期することができる。	12	外国投資家は、承認された外国人企業創設承認文書に指摘された期間内に投資しなければならない。 やむを得ない事情で、定められた期間内に投資することができない場合には、当該機関の承認を受けて、投資期日を延期することができる。
13	政務院対外経済機関は、外国人投資家が投資期間内に正当な理由なしに投資しない場合には、すでに承認した外国人企業創設を取り消すことができる。	13	中央貿易指導機関は、外国人投資家が投資期間内に正当な理由なしに投資しない場合には、すでに承認した外国人企業創設を取り消すことができる。
<b>第三章 外国人企業の経営活動</b>		<b>第三章 外国人企業の経営活動</b>	
14	外国人企業は、政務院対外経済機関が承認した企業の定款の範囲内で経営活動を行わなければならない。	14	外国人企業は、承認された企業の定款の範囲内で経営活動を行わなければならない。
15	外国人企業は、企業を登録した道経済行政委員会に、生産及び輸出計画を提出しなければならない。	15	外国人企業は、企業を登録した羅先市人民委員会に、生産及び輸出計画を提出しなければならない。
16	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国から購入し、又は外国から搬入することができ、あるいは生産した製品を輸出することも、共和国に販売することもできる。	16	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国から購入し、又は外国から搬入することができ、あるいは生産した製品を輸出することも、共和国に販売することもできる。
17	外国人企業が共和国の原料、資材及び設備を購入し、又は生産した製品を共和国に販売することは、共和国の当該貿易機関を通じて行うことを基本とする。	17	外国人企業が共和国の原料、資材及び設備を購入し、又は生産した製品を共和国に販売することは、共和国の当該貿易機関を通じて行うことを基本とする。
18	外国人企業は、朝鮮民主主義人民共和国貿易銀行に口座を開設しなければならない。 外貨管理機関との合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行に口座を開設することもできる。	18	外国人企業は、朝鮮民主主義人民共和国貿易銀行に口座を開設しなければならない。 外貨管理機関との合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行に口座を開設することもできる。
19	外国人企業は、企業所在地内に財政簿記文書を置き、経営決算を共和国の外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならない。	19	外国人企業は、企業所在地内に財政簿記文書を置き、経営計算を共和国の外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならない。
20	外国人企業は、企業運営と関連した労働力を企業所在地の労働力斡旋機関と締結し採用した労働力を解雇することができる。	20	外国人企業は、従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。 契約により定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工は外国人で採用することができる。この場合、中央貿易指導機関と合意しなければならない。
21	外国人企業で働く従業員は、職業同盟組織を設立することができる。 職業同盟組織は、共和国労働法規に従い、従業員の権利と利益を保護し、外国人企業と労働条件の保障 外国人企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。	21	外国人企業で働く従業員は、職業同盟組織を設立することができる。 職業同盟組織は、共和国労働法規に従い、従業員の権利と利益を保護し、外国人企業と労働条件の保障と関連した契約を締結し、その履行を監督する。 外国人企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
22	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤を再投資することができ、あるいは共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することもできる。	22	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤を再投資することができ、あるいは共和国の外貨管理と関連した法規に従い、共和国領域外に送金することもできる。
23	外国人企業が保険に加入しようとする場合には、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。	23	外国人企業は保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入しなければならない。
24	外国人企業は、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。	24	外国人企業は、法が定めるところに従い、税金を納めなければならない。
25	外国人企業が生産と経営活動に必要な物資を搬入する時、又は生産した製品を輸出する時には、それに対して関税を適用しない。	25	外国人企業が生産と経営活動に必要な物資を搬入する時、又は生産した製品を輸出する場合には、それに対して関税を適用しない。
26	外国人企業は、登録資本を増やすことができる。 外国人企業が登録資本を他人に譲渡しようとする場合には、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。 外国人企業は、存続期間内に、登録資本を減らすことができない。	26	外国人企業は、登録資本を増やすことができる。 外国人企業が登録資本を譲渡しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。 外国人企業は、存続期間内に、登録資本を減らすことができない。
27	政務院対外経済機関と財政機関は、外国人企業の投資及び税務状況を監督検閲することができる。	27	中央貿易指導機関と財政機関は、外国人企業の投資及び税務状況を監督検閲することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
	<b>第四章 外国人企業の解散及び紛争解決</b>		<b>第四章 外国人企業の解散及び紛争解決</b>
28	外国人企業は、承認された存続期間が終了すれば解散される。 外国投資家は、存続期間の終了前に企業を解散しようとする場合又はその期間を延長しようとする場合には、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	28	外国人企業は、承認された存続期間が終了すれば解散される。 外国投資家は、存続期間の終了前に企業を解散し、又はその期間を延長しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
29	政務院対外経済機関をはじめとする当該機関は、外国投資家と外国人企業が本法に違反した場合、その情状により、企業を中止又は解散させ、若しくは罰金を科すことができる。	29	中央貿易指導機関及び当該機関は、外国投資家及び外国人企業が本法に違反した場合、その情状により、企業を中止又は解散させ、若しくは罰金を科すことができる。
30	外国投資家は、外国人企業が解散又は破産した場合、企業を登録した道行政経済委員会に解散又は破産登録を行わなければならない。 外国人企業の財産は、生産手続の終了前に、勝手に処理することができない。	30	外国投資家は、外国人企業が解散又は破産した場合、企業を登録した羅先市人民委員会に解散又は破産登録を行わなければならない。
31	外国人企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判所又は仲裁機関において、当該機関に従い審議解決する。	31	外国人企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続に従い解決する。

## 6. 対外経済仲裁法

朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法  
チュチェ88(1999)年7月21日 最高人民会議常任委員会政令第875号として採択

### 第一章 対外経済仲裁法の基本

- 第1条 朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法は、対外経済紛争解決において、制度と秩序を厳格に確立し、紛争事件を正確に審議解決し、紛争当事者の権利及び利益を保護することに貢献する。
- 第2条 対外経済紛争の解決は、朝鮮国際貿易仲裁委員会、朝鮮海上仲裁委員会等の仲裁委員会が行う。  
朝鮮国際貿易仲裁委員会は、貿易、投資、サービスと関連した紛争を、朝鮮海上仲裁委員会は、海上輸送、海難救助、共同海損等の紛争を審議解決する。
- 第3条 仲裁委員会は委員長、副委員長、書記長、委員等で構成する。  
委員長、副委員長、書記長は、仲裁委員会事業を担当する。
- 第4条 対外経済仲裁で審議解決する紛争は、以下の各号に掲げるとおりである。
- わが国の機関、企業所、団体と外国企業間に生じた紛争
  - わが国の機関、企業所、団体と外国人投資企業間に生じた紛争
  - 外国人投資企業と外国投資企業間に生じた紛争
  - 外国投資企業と外国企業間に生じた紛争
  - 外国企業と外国企業間に生じた紛争
  - わが国の機関、企業所、団体、外国人投資企業及び外国企業と海外朝鮮同胞、外国人間に生じた紛争
- 第5条 対外経済仲裁は、紛争当事者の書面合意に従い、紛争当事者の一方が提出した仲裁提起文書により行う。  
書面合意には、契約に含まれている仲裁条項又は紛争発生後、当事者が締結した仲裁契約が含まれる。
- 第6条 国家は、対外経済紛争解決において、客観性、科学性、公正性、迅速性を保障し、過ちのある紛争当事者に責任を負わせるようにする。
- 第7条 国家は、仲裁活動において、国際条約及び慣例を尊重し、国際機構、外国との協力及び交流を発展させるようにする。

### 第二章 仲裁の提起

- 第8条 紛争当事者は、自己の権利及び利益を保護するために、仲裁を提起することができる。  
仲裁の提起は時効期間内に仲裁提起書及びそれに添付すべき文書を仲裁委員会に提出する方法で行う。
- 第9条 仲裁提起書に明らかにしなければならない内容は、次の各号に掲げるとおりである。
- 紛争当事者の名称(氏名) 法的住所及び法的代表又はその代理人
  - 仲裁機関、準拠法統の仲裁合意内容
  - 請求内容及び金額
  - 裁決員の選定と関連した意思表示又は裁決員の氏名
  - その他、必要な内容
- 第10条 仲裁提起書に添付すべき文書は、次の各号に掲げるとおりである。
- 仲裁条項又は仲裁契約の原本
  - 仲裁費用納付確認文書

- 仲裁を提起する前に、相手側に出した請求文書
  - 被申請者が契約上の義務に違反したことを証明する文書
  - その他必要な文書
- 第11条 仲裁申請者は仲裁提起文書を提出すると同時に仲裁費用を支払わなければならない。  
仲裁費用は、請求金額に従い、定められた比率で計算する。  
必要に応じて、仲裁費用の一部を仲裁委員会が仲裁事業に使うことができる。
- 第12条 仲裁委員会は、仲裁提起文書を10日以内に検討し、受理又は否決する決定を行わなければならない。  
受理する決定をした場合、仲裁委員会は、定められた期間内に申請者に裁決員名簿を、被申請者に仲裁提起文書、採決員名簿等を添付した仲裁提起受理通知書を送付しなければならない。
- 第13条 仲裁提起受理通知書を受け取った被申請者は、30日以内に申請者の仲裁提起に対する違憲、採決員の選定と関連した意志を明らかにした答弁書及び証明文書を仲裁委員会に提出しなければならない。  
答弁書及び証明文書を提出しなくても、仲裁審理には影響を与えない。
- 第14条 被申請者は、提起された仲裁に対して反対請求を提起することができる。この場合、本法第9条、第10条の要求を満たさなければならない。  
反対請求は、基本仲裁と直接関連することで行われなければならない。
- 第15条 仲裁申請者は仲裁提起を変更、取消し、又は請求を放棄することができる。  
仲裁提起を変更、取り消した場合には、時効期間内に再び仲裁を提起することができる。しかし、請求を放棄した場合には、同じ内容の請求を再び行うことはできない。
- 第16条 紛争当事者は、代理人を通じて仲裁を提起し、又はそれに対して答弁することができる。  
代理人には共和国公民又は外国人がなることができる。この場合、代理人は仲裁委員会に代理委任状を提出しなければならない。
- 第17条 仲裁の方法で解決することを合意した対外経済紛争事件又は裁決された事件に対して当事者の一方が民事訴訟を提起した場合、裁判機関は当該文書を訴訟提起者に差し戻さなければならない。

### 第三章 仲裁審理

- 第18条 仲裁審理は、裁決員1名又は3名で構成された裁決員協議会が行う。  
裁決員は紛争事件処理において、独立であり、紛争当事者を代表することはできない。
- 第19条 採決員には次の各号に掲げる成員がなることができる。
- 当該仲裁委員会の成員
  - 紛争事件を審議解決することができる能力を持った法及び経済部門の職員
  - 弁護士、判事として働いた経歴のあるもの
  - 必要に応じて、仲裁部門で有名な海外朝鮮同胞又は外国人
- 第20条 仲裁委員会は採決員名簿を整えていなければならない。

採決員名簿には、採決員の氏名、職場職位、専門知識、仲裁活動経歴等の内容を明らかにする。

採決員の人物資料は出版物に紹介することができる。

第21条 紛争を審理解決するための採決員の数は、紛争当事者が合意して定める。

紛争当事者が採決員の数に対して合意をすることができなかつた場合には、仲裁委員会がその数を定める。

第22条 紛争を審理解決する採決員は、紛争当事者が採決員名簿から選定する。紛争当事者が定められた期間内に採決員を選定できなかった場合には、仲裁委員会が選定する。

当該機関は、選定した採決員の事業条件を保障しなければならない。

第23条 紛争当事者は採決員を変更することに対して、当該仲裁委員会に提起することができる。

仲裁委員会は、提起された内容を審議決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

第24条 採決員はやむを得ない事情で当該紛争事件を担当し、審理することができない場合、放棄申請を行うことができる。この場合、仲裁委員会は紛争当事者に通知し、他の採決員を選定させるようにしなければならない。

第25条 仲裁審理日、時間及び場所は、採決員協議会が定める。

仲裁委員会は仲裁審理を開始する30日前までに、紛争当事者に仲裁審理日、時間、場所等を通知しなければならない。

仲裁審理開始通知を受け取った紛争当事者は、仲裁審理日10日前までに、通知された内容に対して変更することを仲裁委員会に要求できる。

第26条 仲裁審理は当該仲裁委員会の所在地で非公開で行う。

紛争当事者の要求に従い、仲裁審理を公開で行うことができ、また所在地以外の他の場所でも行うことができる。

第27条 仲裁審理には、法定代表又はその代理人が参加する。

必要に応じて、法定代表及びその代理人をともに参加させることもできる。

第28条 採決員は仲裁審理を開始することを告げた後、申請者に請求する事実を陳述させ、被申請者に答弁をさせる。

紛争当事者の陳述が終了すれば、当該当事者を審理し、互いに質問させるようにする。

第29条 紛争当事者は証拠を提出することができ、証人又は鑑定人を仲裁審理に参加させることを採決員に要求することができる。

採決員は、提起された内容に根拠がある場合、仲裁委員会に当該証人又は鑑定人を仲裁審理に参加させることを申請しなければならない。

第30条 紛争当事者は証拠保存、財産保全処分と関連した意見を提起することができる。この場合、仲裁委員会は、提起された内容を確認し、当該裁判機関に依頼しなければならない。

第31条 採決員は仲裁審理過程で、審理中止、事件棄却事由を発見し、又は仲裁審理の目的を達成した場合、仲裁審理を中止し、又は終結する。

仲裁審理期間は、仲裁提起文書を受理した日から5ヶ月を超えることができない。

第32条 仲裁審理調書は書記が作成し、採決員及び書記が調書に署名する。

仲裁審理に対する録音又は録画は、紛争当事者の同意の下においてのみ行うことができる。

紛争当事者は仲裁審理調書を閲覧することができる。

第33条 紛争当事者は、いつでも和解することができる。

紛争当事者間で和解が成立すれば、進行中の仲裁審理は終結させる。

第34条 対外経済紛争は調停の方法でも解決することができる。

調停は、調停人及び紛争当事者で構成された調停会議で、調停人が提出した案に双方が同意する方法で行う。

#### 第四章 裁決及びその執行

第35条 裁決は、仲裁審理が終結した日から30日以内に宣告する。

やむを得ない場合、採決員は仲裁委員会に裁決宣告期間を延長することを要求できる。

第36条 裁決文に明らかにすべき内容は、次の各号の通りである。

1. 紛争当事者の名称（氏名） 法的住所並びに法定代表及びその代理人
2. 仲裁審理日、採決員、書記の氏名
3. 事件の名称、仲裁審理参加状況
4. 申請者の請求内容及び被申請者の答弁内容
5. 仲裁審理で確認された事実及び証拠
6. 採決において依拠した法規範
7. 事件解決と関連した結論
8. 仲裁費用負担関係
9. 採決宣告日
10. その他必要な内容

第37条 裁決文は朝鮮語で作成する。

紛争当事者の要求に従い、翻訳文を添付することもできる。

翻訳文の解釈で差異がある場合には、朝鮮語原文に準ずる。

第38条 裁決文は採決員の署名及び仲裁委員会の公印があってはじめて効力を持つ。

3名の採決員が紛争を審理した場合、多数の意見に従わない採決員は、裁決文に署名しない。この場合、仲裁審理調書に理由書を添付して仲裁委員会に提出しなければならない。

第39条 採決員は仲裁審理の中止決定、事件棄却決定及び和解決定を下すことができる。

審理中止を行った事由がなくなれば、仲裁審理を継続する。

和解決定には和解条件を指摘する。

和解決定は裁決と等しい効力を持つ。

第40条 裁決文は紛争当事者に仲裁委員会が発送し、又は直接交付する。

仲裁申請後、法的住所が変更された場合、紛争当事者はそのことに対して、仲裁委員会に対して、適時に通知しなければならない。

第41条 紛争当事者は裁決文に指摘された期間内に、自己の義務を履行しなければならない。

採決に対して意見がある紛争当事者は、裁決文を受け取った日から30日以内に、一部表現及び内容を修正補充し、又は解釈をすることに対して仲裁委員会に、6月以内に採決に誤りがあった認定される採決を取り消すことに対して当該裁判機関に提起することができる。

第42条 責任のある紛争当事者が裁決文に指摘された義務を適時に履行せず、又は不誠実に履行した場合、相手側当事者は、責任のある紛争当事者の居住地又は執行しなければならない財産の所在する地域の裁判機関に当該採決の執行を申請することができる。

第43条 採決に従い執行しなければならない財産が共和国領域外にある場合には、外国の裁判機関の採決の執行を依頼することができる。

## 7. 加工貿易法

### 朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法

チュチェ89（2000年）12月26日 最高人民会議常任委員会政令第1987号として承認

#### 第一章 加工貿易法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法は加工貿易における制度及び秩序を厳格に確立し、外貨収入を増やし、対外経済交流を拡大し発展させることに寄与する。

第2条 国家は加工貿易を奨励する。

加工貿易は取引対象者、取引形式及び加工指標を適切に選定し、加工能力及び国際市場の需要を考え、外貨収入を増やし、信用を守ることを原則とする。

第3条 加工貿易は、外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求の通り加工、組立を行い、加工費を受け取る委託加工貿易、外国企業から原料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組立て輸出

する保税加工貿易等の様々な形式で行う。

第4条 加工貿易は各地域で行う。但し、保税加工貿易は羅先経済貿易地帯等の特殊経済地帯のみで行うことができる。

第5条 加工貿易は国家又は社会協同団体の貿易会社が行う。

必要によっては工場、企業所も加工貿易を行うことができる。この場合、該当上級機関と合意する。

第6条 本法が規制していない事項は貿易法、対外経済契約法をはじめとする関連法規に従う。

外国人投資企業は加工貿易を外国人投資企業関連法規にしたがって行う。

第7条 国家は加工貿易分野で世界各国及び国際機構との交流及び協調を発展させる



## 第二章 加工貿易の対象選定及び審議

第8条 加工貿易対象の選定は加工貿易の先行工程である。

貿易会社、工場及び企業所は、経済技術的潜在力及び信用がある対象、加工能力を利用し多くの利益が上げられる対象、科学技術発展及び該当単位の設備更新に役立つ対象並びに国際市場で需要が高い対象を選定しなければならない。

第9条 貿易会社、工場及び企業所は加工貿易対象者に選定された外国企業と契約を締結する前に品名、数量、生産保証期間、商標、原産地名、加工費及びその支払い方法等を書面で合意しなければならない。

第10条 加工貿易申請の審議は中央貿易指導機関が行う。羅先経済貿易地帯等の特殊経済地帯では地帯管理運営機関が審議する。

第11条 貿易会社、工場及び企業所は該当加工貿易審議機関に次の各号に掲げる内容を明らかにした加工貿易申請書を提出しなければならない。

1. 委託加工貿易申請書には貿易会社、工場又は企業所の名称及び所在地、業種、外国企業の名称及び所在地、外国企業から提供される原料、半製品、部品の明細、加工、組立を行う製品名及びその数量、生産保証期間、加工能力、経済技術打算資料、加工費及びその計算基礎資料等を明らかにしなければならない。
2. 保税加工貿易申請書には保税地区名、保税加工貿易をする工場又は企業所の名称及び所在地、業種、加工能力、輸入する原資材、半製品、部品の明細、輸入額、加工製品名及びその数量、設備及び技術状態、収益性打算資料、輸出実現保証資料等を明らかにしなければならない。

第12条 加工製品生産を引受ける能力を備えてない対象、加工費を低く決めた対象並びに国家の安全保障及び社会共同の利益を阻害しうる対象に対しては加工貿易承認を行うことができない。

第13条 加工貿易審議機関は加工貿易申請を受けた日から15日以内に審議し、その結果を加工貿易申請者に知らせなければならない。

## 第三章 加工貿易契約の締結及び履行

第14条 加工貿易契約を正確に結んで履行することは、加工貿易を成果的に行うための重要な保証である。

貿易会社、工場及び企業所は加工貿易申請が承認された後に外国企業と加工貿易契約を締結しなければならない。

第15条 委託加工貿易契約書には契約当事者名、原料、半製品、部品名及びその数量、加工、組立を行う製品名及びその数量、商標、原産地名、生産保証期間、加工費の規模及び支払方法、委託責任及び損害補償、紛争解決等を明らかにし、保税加工貿易契約書には契約当事者名、取引商品名並びにその数量、規格及び品質、価格、製品の受渡方法、違約責任関係等を明らかにする。

第16条 貿易会社、工場及び企業所は加工貿易契約を締結した日から5日以内に税関登録を行わなければならない。

第17条 契約当事者は加工貿易契約を適時に、正確に履行しなければならない。

貿易会社、工場及び企業所は外国企業に契約履行保証金を出すことを要求できる。

第18条 次の各号の一に該当する場合、加工貿易契約当事者は違約金の支払及び損害賠償を請求することができる。

1. 正当な理由なく契約履行を遅延させ又は拒絶した場合
2. 包装、品質、数量等が契約条件に合わない場合
3. 契約で決めた加工費又は商品代金を適時に支払わなかった場合
4. その他の契約違反行為があった場合

第19条 外国企業は加工、組立品の包装を契約条件の通りにせず、又は原料、半製品、部品を他のものに変えて加工、組立を行った場合、再包装を要求し、又は加工、組立品の受取を拒絶することができる。この場合、貿易会社、工場又は企業所は支出される費用を自身で負担し、違約金を支払わなければならない。

第20条 貿易会社、工場及び企業所は外国企業が加工、組立品を適時に受け取らない場合、それにとりもなう違約金及び保管料を受け取ることができる。加工、組立品の受取期間が満了した日から3ヶ月が経過した場合には、それを販売処分することができる。

第21条 加工貿易契約当事者は、相互に協議し、契約の内容及び期間を変更することができる。この場合、変更された内容を当該加工貿易審議機関及び税関に知らせなければならない。

第22条 貿易会社、工場及び企業所は契約に従って外国企業が提供した技術の秘密を保障しなければならない。

## 第四章 加工貿易企業の経営

第23条 経営秩序を正しく確立することは加工貿易の重要な要素である。加工貿易を行う貿易会社、工場及び企業所は国家が決めた秩序どりに経営活動をしなければならない。

第24条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易に必要な原料、半製品、包装材、機械設備及び経営用物資を外国企業から提供を受け、又は輸入することができる。この場合、許可の必要はなく、開税を適用しない。

第25条 貿易会社、工場及び企業所は加工作業に必要な国内の労力、原料、動力、用水、包装材、資金等の所要量を上級機関に提出しなければならない。

当該上級機関は提起された所要量を検討し、国家計画又は地帯計画に噛み合せて供給しなければならない。

第26条 加工能力の不足で一部特殊な部分を加工できない場合には他の工場、企業所若しくは外国人投資企業又は外国企業にその加工を依頼することができる。この場合、契約を結ぶ。

第27条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易で得た収入の中で定められた割合を国家に納付しなければならない。

契約相手側から提供され、加工貿易に使われる機械設備、輪転機材等の固定資産は減価償却金の納付対象とならない。

第28条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易を行って得た外貨を取引銀行に入れて利用しなければならない。この場合、定められた割合を機械設備、経営用物資及び優待商品の購入並びに貿易商談、技術交流、研究及び実習費用に使うことができる。

第29条 加工貿易をする貿易会社、工場及び企業所は次の各号に該当する行為をすることができない。

1. 稼いだ外貨を流用又は外国に預金する行為
2. 承認なく業種、指標を変更し又は増やす行為
3. 加工、組立品を国内に販売する行為
4. 加工用物資を流用する行為

第30条 貿易会社、工場及び企業所は、国家的措置で加工用物資を違うところに使い、又は加工品を国内に販売しようとする場合、契約相手側と事前に合意してから該当税関に通知しなければならない。

第31条 加工貿易の業種を変更しようとする貿易会社、工場及び企業所は、申請文書を加工貿易審議機関に提出しなければならない。

加工貿易審議機関は申請文書を受理した日から10日以内に審議し、その結果を申請者に知らせなければならない。

第32条 加工貿易をする過程でできた債務は貿易会社、工場、企業所の費用で補償する。

第33条 貿易会社、工場及び企業所は製品の加工、組立のため、外国の企業の技術的支援を受けることができる。この場合、該当手順によって必要な技術者を招聘し、又は自らの技術者、労働者を技術取得のため外国に派遣することができる。

第34条 貿易会社、工場及び企業所は外国企業の品質検査員を滞留させることができ、又は外国企業が提供した加工設備を交替若しくは修理する目的で搬出入することができる。

第35条 加工貿易企業の経営期間は加工貿易契約期間と同じである。

加工貿易契約期間が終わり、又はその他の事由で加工貿易承認が取り消された場合には、取り消された日から5日以内に該当税関に登録取消を提起しなければならない。

## 第五章 加工貿易事業についての指導統制

第36条 加工貿易事業に対する指導統制を強化することは、国家の加工貿易政策を正確に執行するための重要な保証である。

国家は加工貿易事業が発展するのに合わせ、それに対する指導と統制を強化するようにする。

第37条 加工貿易事業に対する国家の統一指導は内閣が行う。

内閣は中央貿易指導機関及び特殊経済地帯管理運営機関を通じて加工貿易事業を掌握し指導する。

第38条 加工貿易をして国家に大きな利益を与えた貿易会社、工場及び企業所には賞金を与える等の優待を行う。

第39条 中央税関指導機関は加工貿易がさまざまな形式及び方法で行われるのに合わせて税関事業を強化しなければならない。

税関は中央貿易指導機関若しくは特殊経済地帯管理運営機関との連携下で、加工貿易のために受け入れた物資を流用し、又は加工品を国内に販売することがないようにしなければならない。

第40条 貿易会社、工場及び企業所が、加工用物資を違うところに使い、加工品を国内に販売し、稼いだ外貨を流用若しくは海外に預金し、又は加工貿易業種を変更若しくは拡大させて、加工貿易事業に支障を招いた場合には営業を中止させ又は加工貿易承認を取り消し、物資を没収し、又は罰金を賦課する。

第41条 この法を違反して加工貿易事業に嚴重な結果をもたらした貿易会社、

工場、企業所、指導統制機関の責任ある職員及び個別的公民には情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる。

第42条 加工貿易と関連した意見相違は協議の方法で解決する。協議の方法で解決できない場合には、共和国の仲裁又は裁判機関に提起して解決することができる。

## 8. 外国人投資企業破産法

朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法  
チュチェ89(2000)年4月19日 最高人民会議常任委員会政令第1504号として採択

### 第一章 外国人投資企業破産法の基本

第1条 破産は債務償還能力を失った企業の財産を、裁判所の判決の下に債権者に分配する、企業を解散する事業である。

朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法は、外国人投資企業に対する破産事業において制度及び秩序を厳格に定め、その債権債務を正確に清算することに貢献する。

第2条 この法律は共和国の法人として登録し、共和国領域内で企業活動を行う外国人投資企業に適用する。

第3条 債務を決められた期間内に償還することができない、企業の債務が自己の財産を超過し若しくは嚴重な損失で企業をこれ以上維持できない場合又は一般手続で企業を解散させることができない場合には、企業を破産させることができる。

企業破産は裁判所の判決に従って行う。

第4条 共和国の機関、企業所、団体から資金の援助を受けることができ、又は償還期間になっている債務を破産提起があった時から6ヶ月以内に清算する保証がある場合には企業を破産させなくともよい。

第5条 企業破産が提起された後、当事者間で和解に達した場合には、進行中の破産手続を中止することができる。

第6条 企業破産事件は当該企業の所在地にある道(直轄市)裁判所が取り扱い、処理を行う。

羅先経済貿易地帯における企業破産事件は、羅先市裁判所が取り扱い、処理を行う。

第7条 この法律に規定されていない事項は、民事訴訟法に従う。

### 第二章 破産の提起及び破産宣告

第8条 破産提起は債務償還能力のない企業とその債権者が行う。

企業の解散処理を受け持つ清算委員会も破産を提起することができる。

破産提起は、当該裁判所に書面で行う。

第9条 契約に定められた期間内に債権額を受け取ることができなくなった債権者は、債権額を回収する目的で当該企業を破産させることを提起できる。この場合、債権者が3名以上になる企業に対しては、1名以上の債権者の同意を得なければならない。

破産提起書には、債権者の名称(氏名)、住所、法定代表人およびその代理人の氏名、住所、債権名、債権額、債権の期間並びに破産させる企業の名称及び住所を明らかにし、債権の償還を受けることができない理由および破産の提起に同意した事実を証明する資料を添付しなければならない。

第10条 債務償還能力を失った企業は理事会又は共同協議会の決定に従って免責を目的として自らの企業破産を提起することができる。

破産提起書には、企業の名称、住所、企業の損害状況、債務を償還することができない理由を明らかにし、債務及び財産目録等の文書を添付しなければならない。

第11条 企業の解散処理を受け持つ清算委員会は、解散処理過程においてその企業を破産させることが正しいと認定した場合、破産を提起することができる。

破産提起書には、企業の名称、住所、財産及び債務資料及び一般手続で企業を解散することができない事実を明らかにしなければならない。

第12条 企業破産が宣告される前に、破産提起を取り消すことができる。

破産提起を取り消そうとするものは、破産取消提起書を当該裁判所に提出しなければならない。

第13条 裁判所は破産提起を受けた日から30日以内に破産提起を受理し又は否決しなければならない。この場合、必要な調査を行うことができる。

第14条 裁判所は破産提起が正当であると認定される場合には、判決で企業破

産を宣告し、判決書謄本を破産提起者及び当該企業に送達しなければならない。

判決書には破産企業の名称、法定代表者名、破産の根拠、破産の年月日等を明らかにしなければならない。

第15条 破産宣告を受けた企業は、判決謄本を受け取った日から、簿記計算並びに正常な財産取引及び経営活動を中止しなければならない。

第16条 破産宣告の通知を受けた企業は、その日から2日以内に企業創設を承認した期間に破産宣告を受けた事実を通知し、必要な登録を行わなければならない。

第17条 破産企業の法定代表又はその代理人は、破産手続が終結するまでに裁判所の許可なく企業所在地、居住地を離れることができず、破産と関連した質問に説明を行い又は破産手続事業に協力しなければならない。

第18条 破産企業が破産提起の6ヶ月前から及び破産提起後に財産を減少させ、若しくは分配を行い、若しくは無償又は低い価格で譲渡した行為、破産提起後若しくはその30日前に自己の債権を法的根拠なく放棄した行為又は企業破産を予見して債権者に損害を与えた行為は無効とする。

第19条 裁判所は破産宣告を行った日から5日以内に2～3名で構成される清算委員会を組織しなければならない。

清算委員会の成員には当該企業清算を承認した機関、財政銀行機関の職員、その他の人員がなることができる。

清算委員会委員長は裁判所が任命する。

第20条 組織された清算委員会は、速やかに以下の各号に定める事業に着手しなければならない。

1. 60日までの債権申告期間、債権の調査及び確定期間並びに破産宣告後20日以内に第1回債権者会議の招集日、破産企業の財産を持っている者がそれを申告及び返還しなければならない日付等の破産手続開始に必要な事項を定める。
2. 破産企業の債権者、債務者及び破産財産所持者に破産通知を行う。
3. 破産企業の公印、簿記帳簿、財産目録、債権者名簿及びその他の文書を譲り受ける。
4. 破産企業法定代表の立会の下で、企業財産の価格を評価する。
5. 破産企業の簿記帳簿を閉鎖し、財政状態表及び財産目録を作成し、裁判所に提出する。
6. 必要に応じて、破産企業の財産の封印を行い、当該調書を作成する。
7. 破産企業の経営業務を終了させる。
8. 企業破産宣告までに履行されなかった契約を取り消し又はその履行を中止する。

第21条 清算委員会は定められた日付に第1回債権者会議を招集しなければならない。

第1回債権者会議は、債権者の中で債権者会議の責任者を定め、清算委員会から企業の破産経緯及び財産及び財務の実態に対して報告を受ける。

第22条 債権者会議決定は、会議に参加した債権者の半数以上が賛成し、賛成した者の債権額が破産債権総額の2分の1以上になってはじめて採択される。

債権者会議決定は、すべての債権者に等しく効力を持つ。

### 第三章 破産債権の届出及び調査並びに確定

第23条 破産宣告を受けた企業の債権者は債権届出期間内に清算委員会に書面で債権届出をしなければならない。

債権届出書には、債権者の名称(氏名)、住所、債権名、債権額、債権期間及び債権発生の根拠等を明らかにし、債権以外の請求権を有する場合には請求金額及びそれに関連する証明文書を添付しなければならない。

第24条 清算委員会は債権届出を受理した順に債権登録をしなければならない

- い。債権登録は債権届出文書の様式に従い行う。
- 第25条 債権届出期間内に届出しない債権は無効である。
- 破産について通知した清算委員会は、その通知に対して返答がない債権者に再び通知しなければならない。
- 第26条 清算委員会は、債権調査期間内に届出内容に基づき債権調査を行わなければならない。
- 債権調査は関係機関に依頼し又は直接調べる方法で行う。
- 第27条 清算委員会は意見が提起された債権者に対し関係がある債権者に通知しなければならない。
- 債権者は意見提起者を対象として、破産事件を管轄する裁判所に債権確定のための民事訴訟を提起することができる。
- 裁判所は提起された事件を審理し、その結果を清算委員会に通知しなければならない。
- 第28条 届出内容及び調査内容が異なる債権及び意見が提起されたが民事訴訟が提起されない債権の確定は、清算委員会が行う。
- 第29条 債権の調査及び確定を終えた清算委員会は次の各号に掲げる方法で債権表を作成する。
1. 優先権の有無に従い債権を区分し、債権額の大きさの順位で記録する。
  2. 債権以外の請求権は利子、損害補償金、違約金、罰金、手数料、訴訟費用等に区分して記録する。
  3. 償還期間が満了していない債権は破産宣告開始を償還期間とし、債権額を計算して記録する。
  4. 債権額及び債権の調査並びに確定期間内に提起された内容は債権別に記録する。
- 第30条 清算委員会は作成された債権表を、債権者会議の同意を得たのち、裁判所の承認を受けなければならない。
- 承認された債権表はすべての債権者に同じ効力を持つ。
- 第31条 債権届出書及び債権表は裁判所に保管する。
- 裁判所は破産企業関係者の要求に従い、当該文書を開覧させることができる。

#### 第四章 破産財産の分配

- 第32条 破産財産は債権者に分配する。
- 破産財産には破産宣告を受けた企業の貨幣財産、現物財産及び知的所有権並びにその他の財産権等が属する。
- 破産手続の過程で取得した財産も破産財産に属する。
- 第33条 分配する破産財産の確保は清算委員会が行う。
- 清算委員会は未納の出資分を回収し、破産企業の債権額を回収しなければならない。この場合、償還期間が満了していない債権は、破産宣告日から起算して当該金額を計算しなければならない。
- 第34条 清算委員会は破産企業の債務者が当該企業に対して債権を有している場合、債権と債務を相殺することができる。相殺は貿易銀行が当日発表する外貨交換相場表に従い行う。
- 第35条 清算委員会は財産分配のために生産した製品又は機械設備、知的所有権等の財産を換価することができる。
- 第36条 破産財産の分配順位は次の各号に掲げるとおりである。
1. 国家手数料及び破産手続費用
  2. 賃金及び保険金
  3. 税金をはじめとする国家義務納付金
  4. 破産手続中に契約取消によって発生した違約金
  5. 担保財産
  6. 無担保債権
  7. 債権以外の請求権
- 第37条 国家手数料及び破産手続費用の支出状況は生産委員会が債権者会議の責任者に通知する。
- 生産委員会の通知に対して提起された意見の処理は、裁判所の判定に従う。
- 第38条 無担保債権中、優先分配順位として設定された債権に対しては、他の無担保債権に優先して分配するよう、その順位を定める。
- 第39条 清算委員会は、分配順位及び債権表に従い、破産財産分配表を作成しなければならない。
- 破産財産分配表には、分配しなければならない金額の総額、実際に分配する金額、分配を受けた債権者の名称（氏名）、住所、分配額等を明らかにしなければならない。
- 第40条 清算委員会は、破産財産分配表の担保債権分配額に破産宣告があった日から破産分配日までの期間に相当する利子を含めなければならない。

第36条に規定する順位に従い、分配額を定めたが財産が不足しそれ以上配当することができない場合、残りの分配順位の債権に対する分配額は同じ比率に定める。

- 第41条 破産財産分配表は、清算委員会が債権者会議に提出する。
- 債権者会議で破産財産分配表が可決された場合には裁判所の承認を受け、否決された場合には裁判所の判定に従う。
- 裁判所の判定に従い破産財産分配表を再度作成することもできる。
- 第42条 破産財産の分配は、裁判所が承認した破産財産分配表に基づき、清算委員会が行う。
- 清算委員会は、破産財産分配を終えた日から10日以内に、企業破産総括報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。
- 第43条 裁判所は清算委員会の企業破産総括報告書を審議し、判定で破産を終結させなければならない。この場合、破産終結に対して清算委員会に通知し、破産関係者に通知するようにしなければならない。
- 第44条 破産企業の財産不足で清算することができなかった財産は無効とする。
- 破産が終結した後に発見された破産企業の財産は、当該事件を取り扱った裁判所が銀行を通じて処理する。

#### 第五章 和解

- 第45条 和解は破産宣告を受けた企業の提議及びその提議に対する債権者の承諾により、進行中の企業破産手続を中止される裁判上の手続である。
- 破産宣告を受けた企業は、理事会又は共同協議会において討議し、和解を提起することができる。
- 第46条 破産宣告を受けた企業は、和解提起を行うとする場合、債権の調査及び確定期間内に和解提起の理由、債務償還方法、担保等を明らかにした和解提起書を清算委員会に提出しなければならない。
- 和解条件はすべての債権者に公正でなければならない。
- 第47条 清算委員会は和解提起を受けた日から5日以内に、その提起に対して裁判所に通知し、裁判所の意見に従い、債権者会議において審議し決定するようにしなければならない。和解審議のための債権者会議には、債権者、和解提起者及び清算委員会の成員が参加する。
- 債権者の提起に従い、破産企業の債務を代位して弁済しようとする者も参加することができる。
- 第48条 和解提起者は、債権者会議において、和解提起の理由及び和解条件について説明し、債権者の質問に答えなければならない。この場合、債権者の利益を損なわない範囲で和解条件を変更することができる。
- 第49条 和解提起は債権者会議に参加した債権者の半数以上が賛成し、賛成した者の債権額が破産債権総額の3分の2以上になって初めて可決される。
- 第50条 裁判所は債権者会議において可決された和解に対して、判定で承認し又は否決しなければならない。
- 和解に対する裁判所の判定は、債権者及び和解提起者に等しく効力を持つ。
- 第51条 裁判所は債権者会議の和解可決に対する判定をした日から5日以内にそのことについて和解提起者に通知しなければならない。
- 和解承認判定通知を受け取った企業は、和解条件に記載された義務を適時に正確に履行しなければならない。
- 債権者は義務履行を怠った企業に対して、裁判所に和解取消を提起することができる。
- 第52条 裁判所は和解取消提起があった日から10日以内に判定で和解取消提起を承認し又は否決しなければならない。
- 和解取消承認判定があった場合、中止されていた破産手続は継続される。

#### 第六章 制裁

- 第53条 清算委員会は次の各号に掲げる場合において、裁判所の承認を受け、損害賠償を請求し又は罰金を徴収できる。
1. 破産企業の法定代表若しくはその代理人が、理由なく債権者会議に参加しなかった、清算委員会及び債権者の質問に対して説明若しくは答弁を行わなかった又は虚偽の説明若しくは答弁をした場合
  2. 破産財産を隠匿、債務文書を偽造又は虚偽の債務を承認した場合
  3. 簿記帳簿若しくは伝票を偽造若しくは焼却し、その内容を知ることができないようにし又は清算委員会が閉鎖した簿記帳簿に変更を加えた場合
  5. 破産企業の法定代表若しくはその代理人が、裁判所の許可なく企業所在地、居住地を離れ又は他人と接触若しくは通信連絡をし、破産執行に支障を与えた場合

6. この法律の破産手続に支障を与え又は債権者に損害を与えた場合  
第54条 この法律に違反して企業の破産事業に嚴重な結果を引き起こした機

関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的な公民には、情状に応じて行政的又は刑事的責任を負わせる。

## 9. 外国人投資企業最新技術導入規定

外国人投資企業最新技術導入規定  
チュチェ90(2001)年8月24日 内閣決定第44号として承認

### 第一章 一般規定

第1条 この規定は、最新技術を導入した外国人投資企業を奨励するために制定する。  
第2条 最新技術には、共和国領域内に外国人投資企業が最初に導入した特許技術、ノー・ハウ、情報産業技術及び科学研究部門の技術並びにその他の国家が奨励する部門の技術が含まれる。  
第3条 外国人投資企業が最新技術を導入することと関連した事業の統一的な掌握及び指導は中央貿易指導機関が行う。  
第4条 この規定は、最新技術を導入した外国人投資企業に適用する。

### 第二章 最新技術の審議登録

第5条 外国人投資企業が導入した最新技術の審議登録事業は、中央科学技術行政指導機関が行う。  
第6条 外国人投資企業が最新技術を導入した場合には、最新技術と関連した審議を受けなければならない。  
最新技術と関連した審議を受けようとする場合には、中央科学技術行政指導機関に申請文書を提出しなければならない。  
最新技術の審議申請文書には、申請者名、企業の型式、企業所在地、最新技術の名称等を明らかにした後、技術経済的効果性資料等の必要な文書を添付しなくてはならない。  
第7条 最新技術の審議申請文書は受理した日から30日以内に審議しなければならない。  
第8条 最新技術の審議事業は当該部門の専門職員を網羅して行わなければならない。  
第9条 最新技術の審議事業が終了した場合には、審議報告文書を作成しなくてはならない。  
審議報告文書には該当する内容を明らかにした後、評価結果を添付しなければならない。  
第10条 中央科学技術行政指導機関は、外国人投資企業が導入した技術が最新技術であると判定した場合、それを登録し、当該外国人投資企業に最新技術導入登録証を発行した後、その状況を中央貿易指導機関、中央財政機関及び中央税関機関に通知しなければならない。  
最新技術導入登録証には、外国人投資企業の名称、導入した最新技術の名称、登録年月日、登録番号等の内容を明らかにしなければならない。

## 10. 羅先経済貿易地帯罰金規定

羅先経済貿易地帯罰金規定  
チュチェ89(2000)年12月8日 内閣決定第67号として承認

第1条 本規定は、羅先経済貿易地帯において法違反行為に対する罰金適用秩序を確立するために制定する。  
第2条 国家の法規範に違反した羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする。)内の共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)外国人投資企業、共和国公民及び外国人(以下、個人とする)に罰金を課する手続及び方法は本規定に準じる。  
第3条 地帯の罰金適用と関連した事業の統一的な掌握と指導は地帯法務生活を担当し指導する機関が行う。  
第4条 罰金は国家の法規範に違反したことに對して、当該法規範に罰金適用が予見されている場合にのみ、課することができる。  
第5条 罰金は、地帯裁判機関の判決又は判定、仲裁機関の採決及び地帯法務生活を担当し指導する機関の決定により課する。  
法規範が定めたとともに従い、罰金適用権限を委譲された機関(以下、権限を委譲された当該機関とする。)が直接罰金を課することもできる。

### 第三章 特恵

第11条 特恵は、最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業に与える。  
第12条 特恵の適用は、最新技術を導入した業種及び指標にのみ行わなければならない。  
第13条 特恵の期間は、最新技術導入登録証を取得した日から計算する。  
第14条 特恵は税金の減免等の方法で与える。  
第15条 最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業の企業所得税率は、最新技術を導入した業種及び指標に対する決算利潤の10%とし、最新技術を導入した企業を10年以上運営し、又は特許技術、ノー・ハウを導入した業種及び指標に該当する年間決算利潤が外国人投資企業の総決算利潤の70%以上になる場合には、企業所得税を利潤が出たようになった年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。  
第16条 情報産業技術、科学研究部門の技術、その他の国家が奨励する部門の最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業の企業所得税は、利潤が出たようになった年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。  
第17条 国家的な要求に従い、最新技術を導入し生産した商品を共和国領域内に販売する場合には、販売商品に該当する取引税及びその商品生産に利用された輸入物資の関税を免除する。  
第18条 最新技術を導入して生産した商品の質が、国際市場の水準に到達したが、販路がなく共和国領域内で販売する場合には、1年間関税と取引税を免除し、その後の2年間は、関税のみを免除する。  
第19条 関税及び取引税の特恵で得られた資金は、外国人投資企業の新技術開発、導入等の対象に使うことができる。

### 第四章 監督統制

第20条 中央貿易指導機関は、最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業が登録証に記載されているとおりに経営活動を行うことができなくなっている場合、その状況を中央科学技術行政指導機関に通知し、当該問題に対して対策を講じなければならない。  
第21条 最新技術を導入することと関連して、提起される意見の相違は協議の方法で解決しなければならない。  
協議の方法で解決できない紛争問題は、共和国の仲裁又は裁判機関に提起して解決しなければならない。  
第22条 この規定に違反した場合には、程度により罰金の適用、特恵適用の中止、最新技術導入証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が嚴重な場合には刑事的責任を負わせる。

第9条 現地罰金以外の罰金と、当該手続きに従い、地帯銀行機関に入金した後、それに対する確認文書を受け取る方法で課する。

第10条 外国人投資企業及び外国人に課す税金は朝鮮ウォン又は外貨で受け取る。

罰金を外貨で受け取る場合、朝鮮ウォンと外貨の換算は、当該時期の地帯内の共和国外国為替銀行が発表する外貨交換比率に従う。

第11条 罰金適用基準は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 機関、企業所には50万ウォンまで
2. 共和国公民には2,000ウォンまで（法違反行為が重大な場合には1万ウォンまで）、現地罰金を適用する場合には1,000ウォンまで（法違反行為が重大な場合には5,000ウォンまで）
3. 外国人投資企業には200万ウォンまで
4. 外国人には10万ウォンまで、現地罰金を適用する場合には3万ウォンまで
5. 地帯内で地帯外の公民に課する罰金は、地帯外の罰金基準を適用し、地帯内の公民に対して適用する罰金は、地帯内の罰金基準を適用する。

罰金は法規範に違反した動機、程度、その結果及び財産状態を考慮して課さなければならない。

第12条 罰金を課する手続及び方法は次の各号に掲げるとおりである。

1. 罰金を課そうとする機関は、法違反行為を行ったことに対して、法違反調書又は確認を受け取らなければならない。

法違反調書、確認書は、機関、企業所及び外国人投資企業である場合には、当該機関又は企業の責任者から、個人の場合には、本人から受け取らなければならない。

法違反行為が明白であるにもかかわらず、法違反行為の当事者が法違反調書又は確認書作成に応じない場合には、2名以上の第三者の確認署名を受け取ることもできる。

2. 地帯の法務生活を担当し指導する機関の管轄に属する罰金である場合には、罰金を課そうとする機関が法違反調書、確認書及び法違反資料を添付した罰金適用提起書を地帯法務生活を担当し指導する機関の審議に提起しなければならない。権限を委譲された当該機関が課する罰金の場合には、その機関が審議しなければならない。

罰金審議機関は、罰金適用提起書を受理した日から10日以内に審議処理しなければならない。

3. 現地罰金を受け取る場合には、地帯財政機関が発給した罰金賦課通知書を発行し、その副本を残さなければならない。

4. 地帯裁判機関及び仲裁機関が罰金を課する手続及び方法は、別に定めたとおりに従う。

第13条 地帯の法務生活を担当し指導する機関の管轄に属する罰金は、罰金適

用提起書を提起した機関を通じて、権限を委譲された当該機関の管轄に属する罰金はその機関が直接、罰金賦課通知書を次の各号に掲げる通り送付し、執行させなければならない。

1. 機関、企業所に課する罰金賦課通知書は当該機関、企業所及び取引銀行機関に送付しなければならない。

2. 職場に通う共和国公民に課する罰金賦課通知書は、本人及び本人が働く機関、企業所又は外国人企業に送付するとともに、本人が働く機関、企業所又は外国人投資企業が取引する銀行機関に送付しなければならない。

銀行機関は、罰金に該当する金額を本人が働く機関、企業所又は外国人企業の口座から引き落とし、地帯予算に納付しなければならない。

3. 職場に通わない共和国公民に課する罰金賦課通知書は、本人と本人が居住している里又は洞事務所へ送付しなければならない。

里、洞事務所は罰金に該当する金額を地帯予算に納付した後、その確認文書を罰金賦課通知書が発給した期間に送付しなければならない。

4. 外国人投資企業、外国人に課する罰金賦課通知書は、取引する銀行機関に送付しなければならない。

取引する銀行機関がない場合には、定められた銀行機関に罰金に該当する金額を入金した後、銀行機関が発給した確認文書を持参させるようにしなければならない。

5. 取引する銀行口座に資金がない場合には、法違反当事者が直接定められた銀行機関に罰金に該当する金額を入金した後、確認文書を持参させるようにしなければならない。

第14条 罰金は罰金賦課通知書を受け取った日から1ヶ月以内に納付させなければならない。

機関、企業所及び里、洞事務所から納付させた罰金、権限を委譲された当該機関が現地で受け取った罰金は5日以内に当該銀行機関に入金させなければならない。

第15条 罰金賦課通知書を受け取った日から1ヶ月以内に罰金を納付しなかった場合には、程度により営業中止、罰金に該当する財産の没収等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。

第16条 地帯法務生活を担当し指導する機関は、権限を委譲された当該機関から罰金の賦課状況を監督し、罰金を誤って適用した場合には、その変更又は取消を命じることができる。

第17条 本規定に違反して罰金をでたらめに適用した場合又は罰金として受け取った金銭を流用又は横領した場合には、その責を負う職員が法的責任を負う。

第18条 罰金適用と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。

申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。